

平成24年第1回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成24年3月5日																												
招 集 の 場 所	平群町議会議場																												
開 会 （ 開 議 ）	3月5日午前9時6分宣告（第1日）																												
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 井 戸 太 郎</td> <td>2 番 戎 井 政 弘</td> </tr> <tr> <td>3 番 奥 田 幸 男</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 植 田 い ず み</td> <td>6 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>7 番 高 幣 幸 生</td> <td>8 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 繁 田 智 子</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘	3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝	5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮	7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 下 中 一 郎	1 1 番 繁 田 智 子	1 2 番 馬 本 隆 夫																
1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘																												
3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝																												
5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮																												
7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子																												
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 下 中 一 郎																												
1 1 番 繁 田 智 子	1 2 番 馬 本 隆 夫																												
欠 席 議 員	な し																												
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>山 中 淳 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>森 井 惠 治</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>総 合 政 策 課 長</td> <td>今 村 雅 勇</td> </tr> <tr> <td>総 務 財 政 課 長</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>城 光 良</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>水 谷 隆 英</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>経 済 建 設 課 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>監 理 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>岡 田 仁</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>森 岡 博 續</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	山 中 淳 史	教 育 長	森 井 惠 治	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	総 合 政 策 課 長	今 村 雅 勇	総 務 財 政 課 長	西 本 勉	税 務 課 長	経 堂 裕 士	住 民 生 活 課 長	城 光 良	健 康 保 険 課 長	水 谷 隆 英	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	経 済 建 設 課 長	植 田 充 彦	監 理 課 長	上 田 武 司	教 育 委 員 会 総 務 課 長	岡 田 仁	上 下 水 道 課 長	森 岡 博 續
町 長	岩 崎 万 勉																												
副 町 長	山 中 淳 史																												
教 育 長	森 井 惠 治																												
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																												
総 合 政 策 課 長	今 村 雅 勇																												
総 務 財 政 課 長	西 本 勉																												
税 務 課 長	経 堂 裕 士																												
住 民 生 活 課 長	城 光 良																												
健 康 保 険 課 長	水 谷 隆 英																												
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																												
経 済 建 設 課 長	植 田 充 彦																												
監 理 課 長	上 田 武 司																												
教 育 委 員 会 総 務 課 長	岡 田 仁																												
上 下 水 道 課 長	森 岡 博 續																												
本会議に職務のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>森 田 アイ子</td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>竹 村 恵</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴	主 幹	森 田 アイ子	主 任	竹 村 恵																						
議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴																												
主 幹	森 田 アイ子																												
主 任	竹 村 恵																												

町長提出議案
の題目

- | | |
|----------|---|
| 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平群町税条例の一部を改正する条例について） |
| 議案第 1 号 | 平群町工場等立地促進条例の制定について |
| 議案第 2 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 3 号 | 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 6 号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 7 号 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 8 号 | 平群町税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 9 号 | 平群町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 10 号 | 平群町観光文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 11 号 | 平群町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 12 号 | 平群町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 13 号 | 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 14 号 | 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について |

町長提出議案
の題目

- 議案第15号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について
- 議案第16号 和解及び損害賠償額の決定について
- 議案第17号 平成23年度平群町一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第18号 平成23年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第19号 平成23年度平群町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第20号 平成23年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第21号 平成23年度平群町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第22号 平成23年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 議案第23号 平成24年度平群町一般会計予算について
- 議案第24号 平成24年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第25号 平成24年度平群町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第26号 平成24年度平群町水道事業会計予算について
- 議案第27号 平成24年度平群町下水道事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成24年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第29号 平成24年度平群町学校給食費特別会計予算について
- 議案第30号 平成24年度平群町介護保険特別会計予算について
- 議案第31号 平成24年度平群町奨学資金貸付事業特別

	<p>会計予算について</p> <p>議案第32号 平成24年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について</p> <p>議案第33号 平成24年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>1 番 井 戸 太 郎 2 番 戎 井 政 弘</p>

平成 2 4 年 第 1 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成 2 4 年 3 月 5 日 (月)

午前 9 時開議

日程第 1			会議録署名議員の指名について
日程第 2			会期の決定について
日程第 3			諸般の報告
日程第 4	承認第	1 号	専決処分の承認を求めることについて (平群町税条例の一部を改正する条例について)
日程第 5	議案第	1 号	平群町工場等立地促進条例の制定について
日程第 6	議案第	2 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第	3 号	特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第	4 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第	5 号	平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第	6 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第	7 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2	議案第	8 号	平群町税条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3	議案第	9 号	平群町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 4	議案第	1 0 号	平群町観光文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 5	議案第	1 1 号	平群町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 6	議案第	1 2 号	平群町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 1 7	議案第	1 3 号	平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第 1 8	議案第	1 4 号	平群町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第 19 議案第 15 号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について
- 日程第 20 議案第 16 号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 23 年度平群町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 23 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 23 年度平群町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 23 年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 23 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 23 年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 27 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第 28 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第 29 議案第 23 号 平成 24 年度平群町一般会計予算について
- 日程第 30 議案第 24 号 平成 24 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 25 号 平成 24 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 26 号 平成 24 年度平群町水道事業会計予算について
- 日程第 33 議案第 27 号 平成 24 年度平群町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 34 議案第 28 号 平成 24 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 35 議案第 29 号 平成 24 年度平群町学校給食費特別会計予算について
- 日程第 36 議案第 30 号 平成 24 年度平群町介護保険特別会計予算について
- 日程第 37 議案第 31 号 平成 24 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
- 日程第 38 議案第 32 号 平成 24 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 39 議案第 33 号 平成 24 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算に

について

開 会 （午前 9時06分）

○議 長

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成24年平群町議会第1回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たり、ごあいさつをお願いします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。朝夕の寒さも緩み、平群谷を流れる風にも春の訪れが感じられるきょうこのごろでございます。本日、平成24年第1回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、平成23年度も余すところ1カ月を切りました。昨年度、平成22年度におきましては、議員各位の御理解と町民の皆様の御協力によりまして、7年ぶりに赤字団体を脱却することができました。改めまして、感謝を申し上げる次第でございます。しかしながら、平群町の財政状況は依然として厳しく、特に基金をほとんど保有しない平群町にとりましては、単年度の赤字がそのまま赤字団体への転落を意味するもので、予断を許さない状況にあります。

特に、平成24年度に予定しております第三セクター改革推進債発行によります土地開発公社の負債の精算と解散に向けた取り組みは、本町の財政を大きく圧迫するもので、相当の覚悟で臨まなければなりません。

加えて、幾つかの老朽施設の更新や大規模改修が、解決すべき喫緊の課題と懸案事項としてあります。平群幼稚園、南保育園の建てかえについては幼保一体施設として建設するための予備調査や基本計画として、北小学校の体育館の耐震化と改修は本工事として、いずれも23年度から着手したいと考えております。東小学校の大規模改修については24年度に実施設計をしていきたいと考えております。

いずれの事業もハードの面の整備のみならず、子どもたちの教育環境、子育て環境の充実といった視点からも整備を進めるもので、今後、説明責任も果たしながら全力で取り組んでまいりたいと考えております。

平群町には、現在、全国に先駆けて少子・高齢化、人口減少の波が押し寄せております。そして、元気で有能な高齢者の方々がたくさんおられて、その方たちがさまざまな分野で地域に根差した活動を繰り広げられ、町の福祉や町の活性化に御活躍いただいていることは、町にとって本当にありがたい存在とな

っております。

今後におきましても、このような町民の皆様のお力をお借りしながら、観光や農商工連携の産業の活性化に努め、同時に企業誘致、バイパス沿いの大規模店舗の誘致などによる税収や雇用の確保のみならず、町民の皆様の利便性の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

ここしばらくは厳しい町政運営を強いられることとなりますが、職員一同一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本定例会では、平成23年度平群町一般会計補正予算、平成24年度一般会計予算、各特別会計予算、平群町工場等立地促進条例の制定など議案33件、承認案件1件、同意案件1件、諮問案件1件の計36件の御審議をお願いいたしております。慎重な御審議を賜り、可決、承認、同意いただきますようお願いいたしまして、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しています議事日程表のとおりです。
本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により1番、井戸君、2番、戎井君を指名いたします。本定例会会期中よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から3月16日までの12日間にしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの12日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

3月5日(月) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

3月6日(火) 本会議(新年度予算総括審議) 午前9時より

3月7日(水) 予算審査特別委員会 午前9時より

3月8日(木) 総務建設委員会 午前10時より

3月9日(金) 空いてございます。

3月10日(土) 休会でございます。

3月11日(日) 休会でございます。

3月12日(月) 空いてございます。

3月13日(火) 本会議(一般質問) 午前9時より

3月14日(水) 本会議(一般質問) 午前9時より

3月15日(木) 空いてございます。

3月16日(金) 本会議(最終日) 午後2時からでございます。

以上でございます。

○議長

日程第3 諸般の報告を行います。

2月22日開催の議会運営委員会の報告を求めます。はい、窪君。

○議会運営委員長(窪 和子)

議会運営委員会より御報告をいたします。

先の定例会におきまして、本委員会に付託を受けました今定例会の議会運営に関する事項等につきましては閉会中の継続審査として、2月22日に議会運営委員会を開きました。

その結果、平成24年平群町議会第1回定例会の案件は、お手元に配付をいたしております委員会審査報告書のとおりでございます。また、先般町長より依頼のありました町長の専決処分事項の追加については、再度協議することに決定をいたしました。

なお、意見書につきましては、ただいま4件提出されていますので、取り扱いについては、本定例会最終日に上程を予定をいたしております。

以上のとおり御報告をいたします。

○議長

続きまして、平成24年1月18日に開催の議会改革特別委員会の報告を求めます。繁田君。

○議会改革特別委員長（繁田智子）

去る1月18日水曜日午前9時30分から、特別委員会を開催をいたしました。インターネットによる議会中継については、2回目の議論になります。議会中継についてのメリット、デメリットについて協議をいたしました。で、その際、議員全員にかかわることなので、全員から意見を聴取してはどうかという御提案がありまして、過般の全員協議会におきまして、議長から全議員並びに理事者側に意見を求めていただいたところでございます。

で、その際、先進地視察が提案をされまして、ただいま窪委員長の方から御報告のありました2月22日の議会運営委員会について、先進地視察について協議をいたしました。視察地並びに時期につきましては、正副議長並びに正副議会運営委員長に御一任いただくということになり、今定例会中に提案をさせていただく運びとなっております。

以上でございます。

○議長

続きまして、予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

私からは一般会計の予備費充用につきまして3件御報告させていただきます。

まずは、1月13日付で、中央公民館研究室のエアコン入れかえのため47万2,000円を充用させていただいております。

続きまして、1月16日付で、プリズムへぐりにおいて屋上漏水及び消防設備等緊急改修のため261万6,000円を充用させていただいております。

最後に、2月23日付で、プリズムへぐりにおいて非常照明の緊急改修のため79万7,000円を充用させていただいております。

以上3件で、388万5,000円を予備費から充用させていただいておりますので、御報告させていただきます。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平群町税条例の一部を改正する条例について）

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

承認第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。
ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより承認第1号について採決を行います。
本案は原案のとおり承認いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり承認されました。
日程第5 議案第1号 平群町工場等立地促進条例の制定について
を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。経済建設課長。

○経済建設課長

議案第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○5番

少しお聞きをしたいと思います。今回、平群町で企業誘致を促進するという
ことで、こういう形で条例が出されたんですが、県内もしくは近隣のところで
ですね、こういう形で企業誘致をするための施策はとられているところがあれ

ば、ちょっと御紹介いただきたい。その内容も含めてですね、お願いしたい、いただきたいと。それと、ちょっといま、課長、説明聞いてましたら、一たん固定資産税は納めていただいて、その後返金をするという御説明だったと思うんですけども、最初からまあ言うたら3年間については、1年目は100%、2年目が75%っていう形で、その減額した形での固定資産を収納してもらおうということではないという理解でよろしいのでしょうか。

それと、この間、上庄地区にですね、三郷のほうから工場が移転してくるとい話も議会のほうでお聞きをしています。そこが来た場合、大体どれぐらいの金額になるのか、もし現時点でわかるのであれば、少し御紹介いただきたいなと思います。

○議長

はい、経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、お答えをいたします。

まず、県内の状況でございますけども、奈良県下で39市町村ございますが、その39市町村中18市町村につきましては何らかの優遇措置を実施をされておると、これは平群町を除いてでございますけども。内容としましては、本日提案させていただいております奨励金ですね、もしくは税の優遇措置、そういったところをそれぞれの自治体で実施をされておると。期間につきましてもばらばらでございます。投下額につきましても、それぞれ自治体によりまして違うということで、一概には言えないんですけども、平群町につきましては一定の3年間または5,000万ということで提案をさせていただいております。

それとですけども、先ほども説明をさせていただいておりますが、まずは、その土地家屋の固定資産税につきまして納めていただくと、納めていただいて、その翌年からその固定資産税の額に対して100%、75%、50%ということで、3年間に分けて奨励金をとということで、相手方に交付をするという、そういったことでございます。

ちなみにですね、試算でございますけども、例えばその上庄の場合ですね、上庄の場合につきましては、これ、町の税務課のほうで試算をしてもらった数字なんですけども、土地でですね、今回企業立地される土地が6,600平米程度、約2,000坪程度でございます。それに対して家屋を2,000平米というふうにシミュレーションしております。それでいきますと、土地が150万円、家屋が170万円、あとプラス償却資産につきまして100万という試算をしております。合計で420万の固定資産税を見込んでおるとということでございます。420万で、奨励金はそれに対して100%、75%、50%

ということで、奨励金の試算でいきますと、3年間で945万円というふうに試算をしておるところでございます。

○議長

植田君。

○5番

いま、課長のほうから御答弁いただいたんですが、県内で平群町を除いて18市町村、何らかのそういう措置をとられているということなんですけれども、それによって企業誘致が促進したというふうなそういうふうなことっていうのは、事例としてあったんでしょうか。その点、もしつかんでおられたらお願いいたします。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

企業誘致につきましては、いろんな要因が重なって新設されるということで認識をしております。最近ですね、五條市、御所市、生駒市また宇陀市、いろんな自治体がそういった条例制定をされております。これはですね、これからのちょっと推移を見ていきたいなというふうに思っております。

○議長

森田君。

○4番

提案理由の中にですね、産業の振興と雇用機会の拡大という大義名分があるわけなんですけども、当然の税収のもんで固定資産税が免減されるということなんですけども、町としては市町村税が入ってくると思うんですよね。具体的に法人税割とかですね、均等割があろうかと思うんですけども、その辺のことを具体的に御説明いただけませんか。

○議長

税務課長。

○税務課長

税務課といたしましてはですね、予定の企業と申しますか、されてるところを調査等行っておりますけども、いま現在従業員は40名程度の工場でございます。当然、法人税割ということではですね、均等割と、それから所得割というのが当然ございますので、この法人さんで言えば、均等割で13万円になります。それから、法人税割で、これは23年度の申告ベースですけども、あわせてですね、法人税割と均等割で100万程度、固定資産税以外にその分は見込んでいるということで、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

どうもありがとうございます。

そうしますと、免減措置をしても100万円は入ってくるというふうに理解するんですけども、それ以外に、やはり従業員の方に住んでいただかないと、私、いけないと思うんですね。住んでいただくことによって、また別の税金が入るんじゃないかと思うんで、その辺はどうなんでしょうか。

○議長

税務課長。

○税務課長

当然、町内に企業が進出されるということですので、当然いまの現在の従業員数イコール企業もいまの拡大をされるというふうに、ある意味聞いておりますので、当然雇用が生まれるということはあると思いますけども、ただ、平群町内の雇用が生まれるのか、近隣ですんで、生駒郡内の、今回も企業さんということですので、トータル的にはですね、企業が進出するという事は雇用拡大につながっていくということを確認しております。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

ぜひともですね、平群町に住んでいただくような施策ですね。具体的に、私もですね、平群町の事業者の関係者に聞いたんですけども、何か知らないですけども、平群町の従業員が少ない。斑鳩町からお見えになる。その会社の方ですね、交通費を、平群町の方だったらほとんどゼロに近いわけなんですけども、斑鳩から来られたら交通費を出さないといけない。そのような問題もありますし、もう一つは、平群町から出ていく企業が抑えることも考えていただきたい。

例えば、私の知り合いの方がですね、トラックの会社をやっておられてですね、そういう工場の立地がないということで天理市に出ていかれたと、そういうことがありますので、入ることも大事でございますが、出ていかない措置も、やはり町としても考えていただきたいというふうに思っております。

意見として申し上げておきます。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

非常にいい政策やなと思います。というのは、奈良県下39市町村で、先ほど課長が報告されたように18市町村、7市11町村でございます。この条例制定は、広域7カ町で初めての条例制定ということになるわけでございます。そこで、今回のこの政策につきましては、天理市をひとつの見本にされたんじゃないかなというふうに察知をしております。

しかし、一番大事なことは、その工場誘致のその場所ですね。都市計画を線引き見直しはございましたけども、その誘致も大事でございますけれども、地元の方に対して一定ベースを、今は調整区域の形になっておりますが、地区計画ということで、いつでも工場地帯にあうように変更するという形をとっておられますけども、そこら辺、行政におきましてはね、やっぱり地元の方並びに工場誘致、そして大きな工場を誘致していただいてですね、平群の産業並びに雇用の促進のためにやな、より一層努力していただきたいなど、7カ町で初めての制定でございますので、先ほど課長、御発表されたのは、たしか平成23年の5月の県の発表のことと思います。今後、どうなるかもわかりませんが、ひとつより一層、課長、努力をひとつお願いを申し上げます。それだけでございます、はい。

○ 議 長

ほかにございませんか。高幣君。

○ 7 番

せっかくの企業誘致に関する条例が制定されるわけですから、このPRとか、そしてまた現在何かこれに類するような話があるのか、このあたりをお聞かせください。

○ 議 長

はい、経済建設課長。

○ 経済建設課長

PRの関係でございますけども、いまですね、ことし、今年度ですね、企業立地の基礎調査ということで、業務発注を行っております。その中でも、各企業に対するアンケートを、これまあ平群町だけじゃなしに、川西町、田原本町等合同でアンケートを依頼してるんですけども、全体で言いますと4,000件程度のアンケート調査を行っております。そのアンケートにつきましても、できるだけ平群町は優遇措置に対して取り組んでおるといふ、そういったPRも行っておるといふこと、で、プラス、県の企業立地ガイドですね、それに対しても次年度の企業立地ガイドからは掲載をしていただくといふ、そんなこと

も含めましてPRを行っていききたいなというふうに考えております。

○ 7 番

もうほかないんですか、予定はいま。

○ 議 長

高幣君。

○ 7 番

いまのはPRの話。私がもう1点聞いたのは、こういうふうなことがほかにもあり得るのかどうか、いわゆる希望があるのかどうかね、その辺はどうなんですか、脈があるかどうか。

○ 議 長

経済建設課長。

○ 経済建設課長

アンケートの分析等も行っております。脈がありそうなところにつきましては、いま現在、企業訪問等を随時積極的に行っておるということでございまして、現時点でまだ明確にこの企業であるというふうなところは申し上げることはできませんけども、そういったことで随時営業をしておるということでございます。

○ 議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

お諮りをします。

本案は、会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第3号 特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第5号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

以上4件については、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。まず、議案第2号の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第2号 提案理由説明

○議長

続きまして、議案第3号の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第3号 提案理由説明

○議長

はい、次に、議案第4号の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第4号 提案理由説明

○議長

次に、議案第5号の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第5号 提案理由説明

○議長

それでは、これより議案第2号の質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより議案第2号に対する討論に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第2号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

これより議案第3号の質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより議案第3号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第3号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

これより議案第4号の質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより議案第4号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第4号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

続きまして、これより議案第5号の質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより議案第5号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第5号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決いたしたいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第6号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

非常に財政厳しいときでですね、特殊手当を支給しないということなんですけども、支給している業務はあるんでしょうか。念のために確認させていただきます。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

はい、現行の中で支給しております特殊勤務手当業務につきましては、一つは伝染病患者等の取扱手当、それからもう一つは行旅病人等の取扱手当、それから環境衛生業務の手当のうちで、野犬等の捕獲及び死体処理作業に従事する場合の手当というこの三つの手当でございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第6号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第7号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第7号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 平群町税条例の一部を改正する条例について
を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

議案第8号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

くどのようなほど詳しく説明していただいたんですけどね、私は平群町の町会議員ですから、国全体のことはいまは聞かずにですね、平群町住民にとってどういう影響があるのか、その点をですね、確認していきたいというふうに思います。

退職所得については、来年1月1日からの退職金に対してですね、払われるという、10%、要するにこれまで控除されてたのがなくなるということなんですけど、ちなみに23年度調定額ベースで、その退職金、この条例が変わることによってですね、23年度の調定額で見た場合、平群町の増収は幾らになるのか、まず、その点から。

○議 長

税務課長。

○税務課長

現在、23年度の12月末調定でございますけども、2,500万程度、現在退職に係る税収額でございます。例年よりもですね、若干多いわけでございますけども、特に今回、1人って言うんですか、大変多い方が退職されましたんで、その分が上がったということでございますけども、それに直しますと、約10%でございますので、250万が影響ということになります。

○議 長

山口君。

○6 番

はい、それからですね、個人住民税の均等割を引き上げると、具体的に説明あったように、奈良県の場合は平群町も含めて均等割4,500円ですけれども、それが5,500円になるわけですね。均等割の納税者数、これも23年度調定で何人ですか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

現在、均等割の納税義務者数約9,300人おられます。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

ということは、930万円の平群町にとっては、平群町はそんだけ入りませんが、500円だけですからその半分ですね、なるんです。御存じのように、均等割ってというのは、所得が低くってでもですね、所得割まで行かない人でもかかるという、言うなれば所得の低い人ほど負担が重くなるというか、率が高くなるわけですね。その部分を上げる。被災者支援、震災復興という名のもとにね、結局はこういうことをやってるわけですけれども、そのことはいいとして、930万円のうちの半分465万円か、465万円、平群町、増収になるわけですけれども、当然交付税4分の3カットされるんですよ。だから、そういう意味で言う純粹の増収っていうのは幾らになるんですか。これは西本課長に。

○議 長

税務課長。

○税務課長

交付税の関係のほうは、ちょっと県に私どもから確認をいたしますとですね、基準財政収入額にこの分は算入されるということでございますので、交付税が75%分、本来の交付税が、この分入れますと75%入ってこないということになりますので、差額ですね、110万程度が、分ぐらいが純増収となるだろうということだと思います。

以上です。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○6 番

いまでも確認したように、先ほどもちょっと述べましたけれども、基本的には復興の名のもとにですね、庶民、特に低所得者課税を強化するというものだと、基本的に思うんです、たばこ税については別ですけれども。そういう点から言えばですね、平群町の税収も110万程度しかですね、実際には増えない。で、それでいて、住民には960万、県税も含めて960万ものですね、増税を行うっていうのは、私はやっぱりいかなものかなと、もちろん国の法律が変わって、それに伴うものですから、町としてはいたしかたない部分はあるんでし

ようけれども、しかし、そういう庶民増税っていうものを安易にですね、私はやるっていうのは、私としては当然認められないという立場から、この議案には反対をいたします。

○議長

ほかございませんか。馬本君。

○12番

たばこ税につきましては、基本的に町税が増額になるということは、そりゃまあいいことやけども、それはそれとして、いまの議論の反対討論の中であったように、僕はね、先ほど課長のほうから目的税ではありませんというふうに説明をされましたけども、私はこの議案は基本的には上位法のほうで、国会のほうで決定されたもんでございます。私は尊重したいなというふうに思います。そこで、課長ね、目的税ではないけども、振興の、今度将来の防災のために10年間ということで一定の趣旨もありますので、そこを尊重されてですね、平群町で一定目的税という形の基金ですね、基金制度を設置されるように願ってね、私は賛成といたします。そういうことです。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第8号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

はい、挙手多数であります。本案については、原案どおり可決されました。

日程第13 議案第9号 平群町公民館設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第9号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第9号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第14 議案第10号 平群町観光文化交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第10号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。はい、森田君。

○4 番

いまの話ですけど、図書館と観光交流センターとの同一にする意義があるんでしょうか、全然別々の次元の、私、問題だと思うんですけども。委員が兼務してるからというような話だったと思うんですけども、観光交流とですね、図書館とは別次元の話じゃないか。たまたま一緒の場所にあるからではないかと

思うんですけども、その辺どのようにお考えになってるんでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答え申し上げます。

観光文化交流館と図書館の委員が、現在たまたま同じであるということでありまして、現在の観光文化交流館の設置に関する条例の中では、協議会の委員の定数は10名以内とし、教育委員会が任命するというふうに規定をしているわけでありまして。これを、先ほど読み上げましたように具体的にどういった方を任命するかということについて今回明示をしたと、その内容は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命をするというふうに改正をしたいということでありまして、あすのす平群の中の観光文化交流館部門と図書館部門の委員を同じにするということのために改正をするということではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第10号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 1 1 号 平群町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第 1 1 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第 1 1 号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

1 0 時 4 5 分まで休憩をします。

(ブー)

休 憩 (午前 1 0 時 3 0 分)

再 開 (午前 1 0 時 4 5 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

貴重なお時間をいただいて申しわけございません。

1点、先ほど議論をいただきまして、議決をいただきました議案第9号でございますが、平群町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この中で、この本文の一番下のほうでございますが、第6条第3項の一番最後、補欠の委員の任期は前任者の残任期とするというふうになっております。この第9号の残任期とするというのは、残任期間とするということございまして、「間」間という字が脱字いたしております。大変申しわけございませんが、挿入をいただき、御理解をいただきますようお願いいたします。なお、新旧対照表におきまして、残任期というふうになっておりますので、改正後の一番下、残任期、期間ということで、御訂正をいただきたいと思っております。大変申しわけございません。よろしくお願い申し上げます。

○議長

日程第16 議案第12号 平群町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する
条例について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第12号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○5番

いま、課長のほうから説明あったんですが、この問題は今年の12月議会で請願が2件出されました。両方とも採択はされたんですが、両方あわせて5,000名を超える住民の方々から子どもの医療費の拡充を願って、当面とにかく小学校卒業までをしてほしいということで、この議会でも、平群の議会で採択をされたわけです。それを受けて、今回これが出てきたんですけれども、申しわけないですが、あんまりにもその対象を絞られ過ぎたと言おうか、入院だけの小学校卒業までということなんです。町当局には、その5,000名を超える署名が採択されたということで、それを受けての今回の条例改正案なんです。これを出すに当たって、その5,000名の署名ってどのようにしん

しゃくされたのかなということ、まずお聞きをしておきたいと思います。

○議長

町長。

○町長

12月議会でも、私の考え、述べさせていただいたと思っております。当然、議員御指摘のとおり、約5,000名の請願を出されたということにつきまして、大変重く受けとめなければならないということでございます。

しかしながら、一方では、2万人の町民の皆さんの安全・安心のまちづくり、全体を安定した財政運営の中で、平群町の高齢者から子どもまでが本当に安心して暮らせるまちを目指す立場の私としては、今回の条例提案が精いっぱい施策であるというふうに、少なくとも現時点におきましては精いっぱいの施策であるというふうに思っておりますので、その点は議員の皆さん方も御理解いただけますようお願いする次第でございます。

○議長

窪君。

○8番

平群町において、今回、条例改正の中で乳幼児医療費助成を新年度で入院のみ小学校卒業までにとすることで、一部拡充をされます。そこです、生駒郡内とまた北葛城郡の郡内の8町です、近隣自治体で新年度で拡充に取り組み、予算が計上されている状況を把握されていると思いますが、説明を求めます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

はい、お答えいたします。

これもあくまで、どの町とも議会承認あつての話でございますので、いま提案されるという予定で聞いておりますもの、平群町も今回提案をさせていただきましたが、生駒郡では新規というのがございません。平群町以外ございません。広域7町の北葛城郡で申しますと、上牧町が入通院とも小学校3年生までということで、8月実施ということで、提案されるというふうに伺っております。それと、さらに拡大をしまして、北葛に隣接をします広陵町でございますが、入通院とも中卒までと、所得制限についても撤廃するというので、8月実施というふうに提案をされるというふうに、いま聞いているところでございます。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○ 8 番

ただいま答弁で、新年度より上牧町が小学校3年生まで通院、入院ともあわせて拡充をされ、また広陵町がいままでは小学校入るまでだったところが、中学校卒業まで通院、入院とも拡充されるということであります。

平群町の条例案では、入院の対象者のみの拡充でありますので、本来の趣旨より子どもの医療費の助成の拡充は通院も拡充することで、子育て中の皆さんすべてが対象にならなければならないと考えます。斑鳩町では、御存じのように、平成23年度より入院、通院とも中学校3年生までに拡充されております。

このように、近隣町でもこのような医療費助成の拡充が大きく進んでね、住んでいる地域によって医療費の負担額の差異が生じることになるわけなんですよね。ますます、これ、差異が生じていると思うんです。医療費助成の拡充は、子育てする世帯にとって本当に切実な願いなんです。いま、本当にこういう現況下、社会情勢の中、本当に所得も減り、しかし、子どもの健康を、成長を守るためには、医療費というのは、本当に何て言うんですかね、そこは我慢しなさいというものではありませんのでね。

そこで、町長に再度お尋ねをしたいんですけれども、本町において、なぜ新年度で入院ともに通院も拡充できないのか。町民や保護者の方々が納得と理解ができる明快な説明をお願いしたいと思います。いま、何て言うんですかね、本当に精いっぱいだとおっしゃいましたけれども、上牧町は、私も事前に調べさせていただきましたら、小学校3年生まで通院、入院とも上げられることによりまして、約3,000万を超える予算が計上されているとお聞きをしております。平群町は、新年度予算では入院のみですので約500万、委託費を含めて500万、入院のみ小学校6年生までで150万程度の医療費を見込んで、あとは電算委託費ですね。平群町は、小学校6年生までに通院、入院拡充しても、2,000万でいけるわけですよ。この上牧、失礼な言い方ですけど、大変厳しい財政の状況の中でも、このように通院も拡充されているのに、平群町は上牧よりも財政がもっと悪いのでしょうか。その点も含めまして、納得と理解のできる明快な御説明を町長に求めます。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

議員おっしゃるとおり、小学校卒業まで入通院とも対象にした場合、12カ月で言いますと、それに係る経費が2,700万、これは去年も報告させてい

ただきました。それと電算委託料が340万近く、それに伴って資格証の発行、通信運搬費等々がのってまいります。1年間で、12カ月で3,100万を超える経費が必要となってまいります。初年度で言いますと、8月から新年度部分から実施をしますと、若干金額的には下がってくる部分も含めてございます。しかし、小学校卒業までの入院、通院まで拡大をしますと、今回提案をさせていただいております500万を切る予算のことですが、との差を言いますと、2,500万ほど発生をする。

で、平群町、いま財政的に非常に厳しいというのは、町長、きょう今議会での冒頭でのあいさつの中でもさせていただきました。その厳しい状況の中で、単年度、単年度の赤字を生み出さないという努力をしていくということで、拡大する事業の中で最大限の努力をし、12月議会での請願採択を受けて、いまできる範疇の中で最大限努力させていただいたところです。

実際問題、その2,000万、2,500万の財源をどっから生み出すのかということの論議がなければ、当然できないものはできないというふうに事務的にはお答えせざるを得ない状況でございますので、御理解を願いたいように思います。

○議長

窪君。

○8番

できる範疇の中でということですがけれども、先ほど町長から冒頭、第三セクター債、後からまた出てきますのでここではあんまり申しませんが、いままでの約19億近い負債を償還される、解散される土地開発を、それはわかります。しかし、しかしですね、いま子育て、超少子化の中、本当に子どもをこの2,000万近くですね、近くのものできないほど平群町はそれだけ厳しい状況にあるんでしょうか。町長に、私は答弁を求めておりますので、明快な御答弁をお願いしたいと思います。

○議長

はい、町長。

○町長

他市町村との比較ということも、確かに大切なことでもあります。そういう意味では、非常に先進的な取り組みをされている市町村もあると。一方では、まだ平群町が今回提案している入院のみではございますが、就学前までしかできていない市町村もあるわけでございます。そういった意味では、平群町、大体奈良県の中では、今回でほぼ中ほどぐらいの施策かなと思っております。2,000万、二千数百万の予算が出ないかというお話でございますが、現実的に

は、また予算編成の中でも出てまいりますけども、非常に厳しい状況にあります。これがですね、25年、26年あたりになりますと、本当に厳しい状況がまた出てまいります。そういうことからいきましてですね、今回の提案が目いっぱいのところかなというふうに思っております。

どこに重点を置くかということではなろうかと思えますので、もしこれを、御提案の分をどうしてもやるということになれば、どっかを削っていかなきゃいけないならないということになろうかと思えます。したがって、今後また議員の各位と議論を重ねながらですね、どっかほかを削ってでもここをやるべきだというような御提案でもあればですね、それはまた一緒に考えていかなければならないというふうに思っております。

非常にこういった扶助費的な部分がですね、増えてきております。一方では、いま議員、御理解を示していただいたとおり、第三セクター債発行によります公社の整理ももう待ち受けておりますので、やっぱり全体を見て取り組んでいかなければならないということで、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長

窪君。

○8番

いま本当にびっくりするお言葉をいただいたんですから、議員からどこかを削って、それを子どもの医療費に持ってくるというような提案をしていただいたらと、本当に私ども議員にそれを言わせるのかと、大変私は複雑な思いであります。ちなみに、他市町村と比較するのはとおっしゃいましたけれども、先ほど課長のほうからは述べられませんでした。王寺町が今回ですね、いままで就学前まででしたけれども、今回一気に中学3年生まで入院のみの拡充をされるということはお聞きをしておりますので、生駒郡内、北葛城郡内では、本当に平群町以外はどんどんどんどんこれからも拡充が進んでいくということは、しっかり胸に置いていただきたいと思います。

12月議会で、私どももまずは入院、通院とも小学校6年生までにすべきであると、3,041名という本当に請願署名を議会に提出しましてね、採択されたわけですね。多くの皆様の実現への熱い思いで、議会での議決になったわけなんです。

また、私も町民や子どもたちの健康と成長を守る責務があると、本当にいま痛感をしている状況です。そのためにも、いままでから機会あるごとにこのような要望をさせていただきまして、先ほども町長からありましたけれども、平成23年の12月議会の私の一般質問に対しましてね、3,000名を超える

署名を大変重く受けとめなければならない。厳しい財政状況なんであるが、予算編成の中で一步でも踏む出すことができないか検討してまいりたいと、大変前向きな御答弁をいただき、私、大変、まさか入院のみというようなことはないと確信をしておりましたけれども、このようなことを提案されておりますが、再度お尋ねしたいんですけれども、平成24年度に入り、ぜひ補正予算を組んでも早期の拡充を求めたいと思いますが、いま先ほど町長がどこかを削ってとおっしゃいましたけれども、どこかを削って提案、どこかを削ることがもっと行政のほうで努力していただいて、平成24年度中に補正予算を拡充を組んでいただいて早期の拡充を求めるものでありますが、再度町長の御答弁を求めます。

○議 長

町長。

○町 長

同じお答えになろうかと思いますが、まず平群町の財政基盤をしっかりと整えて、将来におきましては、そういった子育て支援にもつなげられるように、今後も努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

窪君。

○8 番

将来において努力していきたいということですが、町長は、町民の皆さんや本当にこの助成制度を拡充を待ち望んでいる保護者の皆さんにおこたえすべくですね、必ず早期に拡充に取り組まれることを、私は確信をいたしまして、質問はこれで終わらせていただきます。

○議 長

山口君。

○6 番

いまるる質問、答弁あって、12月議会でね、請願が通った段階で、多くの小さいお子さんをお持ちのお父さん、お母さん方はですね、平群町はもう来年、来年っていうのはことしですけれども、なるものところ思っておられる方が非常に多いんですけれども、こういう提案で。私は、一步は前進だと思っております。このことはまず最初に言うておきますが、ただ、いま町長おっしゃたように、じゃ2,000万の財源どっかから出して言うんであれば、出るじゃないですか。審議は、あした、あさって、予算総括、予算委員会で出ますが、例えばですよ、例えばし尿の最終処理、今年度9,500トンで計上されてますね。そりゃ公共下水との接続の関係で、聞くところによると菊美台それから

光ヶ丘、月見台の集中浄化槽をつなぐのに1,700トン程度増えると、しかしつながれば、その分、毎年要る分は減るわけですから、それを聞くとですね、大体1,000万ぐらいは減ると、だからその事業を24年度中に公共下水道につなぐのであれば、できるだけ早くやれば、後の処理経費は1,000万ぐらいは浮くんですよ。そういうふうに、むだとは言いませんが、緻密にですね、経費を減らそうと思えば、それぐらいの金は、私はそんなに苦勞せずに出ると思うんです。だから、さっきおっしゃったように、財源示していただけるんならと言うのであれば、私はこんなことは言いたくはなかったですけども、そこまでおっしゃったから、そういう財源は出てくるんじゃないんですか。

それともう一つ言いたいのは、平群町は子ども少ないんですよ、言っときますけど、率的に。以前も、1年半ぐらい前、一般質問でも取り上げたと思いますが、斑鳩町に比べて人口比で1ポイントも低いんですよ。これは何を意味するかっていうのは、よくやっばり私は行政として考えるべきだと思う。盛んに子どもの感性がおっしゃるんだけれども、そりゃ言うだけならだれでも言えるわけですよ。それを、やっばり実行を伴ってもらわないと。いま窪議員からもありましたけれども、町長のいまの答弁だといつになるかわかんないので、私はやっばりね、今回はもう我慢してほしいけれども、補正かどうかは別にしてですよ、少なくとも8月に入院だけにしてもですね、それより近いうちに通院についても努力するとか、とにかくいまのさっきの話だといつになるかわかんから、その辺はやっばり議会請願の重みも受けとめていただいて、もうちょっときちっとした答弁を、私はこの場ですべきだというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議 長

はい、町長。

○町 長

いま、さまざまな取り組みを進めさせていただいております。まず、子どもの教育環境の整備、あるいはまた子育ての環境の整備、そういった基盤整備を進めております。一方では、企業誘致、あるいはまたバイパス沿いへの大型店舗の導入など、いままで議会でも御説明してまいりましたさまざまな施策によりまして、平群町のまちの活性化に努めておるといことでございます。

いきなり税収が増える、あるいはいきなり子どもの数が増えるというのは、なかなか難しいものがございます。しかし、一步一步着実に進めることによりまして、平群町の元気なまちがまた戻ってくるんじゃないかというふうに思っております。そのためにも、今後も職員一丸となって取り組みを進めてまいります。当然、議会の議員の皆さん方の御理解と御協力をいただかなければなり

ませんが、どうぞその地道な努力を今後も続けていくということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議 長

山口君。

○6 番

あんまりくどくどやりたくないんですけど、総合的にいろんな施策を進めるのは、当然行政として住民に責任を負うわけですから、何も子どものことばかりじゃなく、高齢者の問題その他さまざまなことでね、やっていただくのはそりゃそのとおりなん。ただ、いまなぜ全国的にこういう子育ての問題で、子育て支援の施策がですね、全国でいろいろやられているかということ、少子化があるからなわけです。

子どもがいるということは、それに付随して当然その子の親がいるわけですから、そういう現役の元気な人をできるだけ多く住んでいただきたいと。もちろん、高齢者の皆さんにも元気で住んでいただくわけですがけれども、そういうこと。盛んに町長も平群町は高齢化率が高いってこうおっしゃっているわけだから、その辺の施策として、これだけをやれと言うわけじゃないですけども、せっかくもうここまで前へ進んできているわけですから、一步は前進だと思いうわけですから、もうちょっとね、いつごろにはそういうふうに財源2,000万出してくれたらすぐやるっていうのであれば、今度の予算委員会でももうちょっと細かく見てですね、こうすればできるじゃないかって提案すればやっていただけるのであれば、それもさせていただきますけれども、今議会でそんなことをするわけにもいかんでしょうから、さっき窪議員からもあったように、どっかで補正を組むとかということも含めて、そういうことを検討されるかどうか、そこだけは答弁いただけますか。全体の施策はいいですから、この施策についてもうちちょっと検討する、前へ進めるようにするということなのかどうか、もう当面は無理ですよということなのか、それだけはっきり答弁していただけますか。その議案に対する判断がありますからね、私たちも。

○議 長

町長。

○町 長

子育て支援、少子化の問題につきましては、これはもう全国的な問題でございまして、これを是正するには10年、20年の期間がかかるとも言われております。市町村の財政力の格差によって、子どもたちの医療費の問題に差が出るということ自体が問題があるのかなというふうに私は思っております。少子化につきましては、はっきり言いまして、国を挙げて取り組まなければならな

い問題であるというふうに思っております。したがいまして、財政力の差異によって住民サービスに差が出てくるということは、本当にまことに残念で、私自身も心苦しく思っておるところでございます。今後におきましても、できるだけ早い時期にそういった支援ができますように努力してまいりたいというふうに思います。

○議 長

繁田君。

○11番

この附則にですね、条例は8月1日から施行するというふうになっていますけれども、8月1日からというのはどういう理由によるものかというのが1点です。

それから、附則の2なんですけれども、これ、遡及適用しないということになってるわけですね。施行日以前に行われた医療に係る医療費の助成については従前の例によるということですから、遡及適用はしないというお考えだと思うんですけれども、不利益処分については遡及適用はしないというのはよく一般的にとられる措置なんですけど、こういう場合は、実際にはやっぱり新年度4月1日にさかのぼってでも、本来やったら助成をすべきであるというふうに私は思いますが、このあたりはどういうお考えを持っておられるのか聞かせていただきたい。

それから3点目、これ、一番根本的な問題なんですけれども、昨年12月に請願が出されたときに、町長におかれてはできる部分から取り組んでいきたいという御趣旨の御答弁があったというふうに思います。それで、請願については、私は趣旨採択ということを目指させていただきました。その意味から言うと、今回こういう提案が出てきたのは、半歩前進ぐらいかなという気はするんですが、入院費用を無料化するというよりも、私自身としては、どういう御議論があってこういう結論になったかわからないんですが、本来やったら所得制限をつけてでも通院についてやはり町で負担するという考え方がなかったんかどうか。そのあたりは、そういう議論を経てこういう結論になったのかという部分についての説明をいただきたいと思っております。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

順番にお答えをさせていただきます。

8月1日から施行するというふうになっております。これはもう基本的に、まずは今3月議会で条例改正について承認をいただいたという場合であったと

しても、それから以降システムの改修、それともう一つは資格証の追加発行になります。それと、当然これは平群町が小学校卒業までの間の子どもたちについてこういう対応で自動償還払いとするという話になりますので、これは国保連合会あるいは県との関係、それともう一つ1者、県の医師会との関係での契約も含めて、県レベルでの更新の内容も含めて発生してまいります。

そうなってまいりますと、それと住民の皆さんに周知をするという期間も含めて考えますと、4月1日実施というのは、基本的に物理的に無理であります。それと、基本的に医療機関から順番にデータが回ってまいりますのが2カ月ないし3カ月遅れてまいりますので、その間のことを考慮しますと、どの市町村とも基本的には8月1日実施、これが新年度の実施という期間が決まりますので、この時期に間に合うように何とか対処をしていきたいというふうに考えているところでございます。

今回、所得制限については基本的には対象制限は設けておりません。所得制限を設けました場合でも、対象になる人の数が非常に限られてまいります。非常に少ない方の中で所得制限をあえて設けて、この制度の対象になる方を除外していくということ自身に、大きな矛盾も含めてございますので、他のいままでの小学校入学前の子どもたちとの関係も含めて、その作業も逆に系統的にも困難な部分も含めてございますし、複雑になってまいります。そう考えますと、住民の皆さんの立場に立って所得制限をあえて設けないということで、今回実施をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長

繁田君。

○11番

1点、答弁漏れたと思うんですけども、遡及適用をしないというふうに附則でうたわれてるんですね。確かに、資格証の発行とかですね、関係機関との調整とかっていうことで、これはこの条例が可決成立したからといって、直ちにできるものではないので、その間の猶予期間というのは必要であるということとはわかります。ただ、附則の2で、これは8月1日以降の分についてのみ適用するというふうになってるわけですね。このことについて、なぜこれ、遡及適用しないのかということの質問をさせていただいたんですが、だから、条例の施行は8月1日でもいいんですが、それ以前に支払われた子どもの入院費用について、町としてはこれを対象としない理由は何なのかということですね。

それと、所得制限を設けてもあんまり対象者が少なくてという御答弁なんですけどね、基本的な考え方の問題として、入院費用のみを対象とするという結論になった議論の経過というんですかね、それ、どういう議論を経てこういう

結論になったのかというのがよくわからないんですよ。ただ、私としては、高額所得の方まで町として助成をする必要が果たしてあるのかどうかっていうのは、常にこの件だけではなくて、ほかの件でも疑問を持っているんですけども、ですから、所得制限を引いてでも、通院も含めて医療費の助成をするという考えがなかったのかどうか、いろんな方向性から議論をした結果こうなりましたよという、その説明がなされていないと思うんで、そこのあたりもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

遡及適用ということでございますけども、基本的に医療機関から国保連合会経由をして、そのデータが回ってくるという間のタイムラグがひとつございます。それと、いま先ほど申しましたように、もろもろの準備等も含めてございますので、基本的にはこれもさかのぼってするというのはもう困難な部分も含めてございます。これは物理的な関係でございます。それと、先ほどもしましたように、新年度部分については、基本的にどの市町村とも8月からこの制度が新年度部分ということになってまいりますので、どうしてもその8月に統一してやっていかざるを得ない部分が一定ございます。

次、所得制限の関係でございますが、所得制限に、仮に設けた場合、該当する方というのは、いま現在子どもたちの数、いま現在の数で言いますと1,004人ほどでございます。1,000人より若干超す程度です。実際、平群町の学校に通っておられる方は、若干少ないんですが何人かの方は他の市町村にある私立の学校に行っておられる方も含めてございますけど、あわせると1,000人を若干超す程度です。その中で、所得制限に係る部分の方っていうのは非常に少ないです。これは、実際課税を今年度まだしておりませんので、確定した数字はないですが、いままでもそうですが、ほとんど対象の方はおられない。その方に、仮に何人かの方があったとしたら、所得制限に該当する方があったとしても、その方の中でどれほどの方が実際入院で所得制限にかかったからということで除外されるのかというのを考えますと、ほとんど金額的にはございません。そのためにシステムを変更するという、それともう一つは、その分で、制限を設けたことで浮いてきた財源を他に回していくというふうに言いましても、その回す財源、それ自身が大きくない、ほとんど影響がないというのがございます。これはもう入院に限った問題でございますので、通院になってまいりますと、どんと数字が上がってまいりますんで、これはまた次の問題点に思っております。そういうこと、いま現在はさして影響がないという

こともございますので所得制限なしということで、システム変更等も発生しませんので、そういう形でさせていただくというふうに考えているところでございます。

○議長

ほかございませんか。馬本君。

○12番

先ほどから議論聞いてんねんけど、12月議会思い出してほしいなど。たしか、私はこの本会議場におきまして、乳幼児6歳までに、要するに県のほうから補助金をいただいております。要するに、今議会で意見書出てるんかなと思たら、出ていない。やっぱり県に意見書を出して、皆でやろうやないかということも、財政、平群町厳しいんやから、そういう政策も私は必要やということに思っております。いま、この件については非常に残念です。しかし、意見書については、法的にはその日も当日に出されます。けど、紳士協定として、議会が始まるまでにしましょうということで議運はなっておりますけども、私は将来今後この意見書が出された場合、私はそれに該当しないというふうに思っております。

それと、それはそれとして、今回この条例についてはですね、24年度予算を見ずして、これ、条例のこの審議、私は語れないと思います。そこで、お聞きをいたします。まず、支払いはどのような支払い方で助成をされ、償還をされようとされておられるのか。そして、どのぐらいの、予算は一応見ましたけども、いま、窪議員のほうから500万そこそこということ、全額の話だと思います。そこには、システムの関係の改修費とかいろいろな部分が入っていると思いますけど、この予算は、医療費については基本的には6カ月分、8月をされてもレセプト点数は、請求されるのは基本的には6カ月、半年分の医療扶助費を計上されると思います。そこで、一番大事なのは、そのシステムをどのようなシステムをされようと、このシステムでどこまでのシステムをとられようとしてんのか。それと、償還はどのような償還をお考えされてるのかということで、ちょっと、担当課長、よろしく願いいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

まず、予算の関係でございます。

これはまた、新年度予算、後ほど提案をさせていただくところでございますが、まず、今回の条例改正に伴いまして、扶助費ということで乳幼児医療については156万5,000円、電算委託料で339万2,000円、印刷製本、

これは資格者証ということの発行が伴いますので、これは6万6,000円、通信運搬費で、これは資格者証の発送等も含めてございますので6万4,000円、それ以外に国保連合会に支払いをします手数料、これが発生します。年間トータルで言いますと、8月実施でこれを実施しますと、508万9,000円の予算が必要というふうに考えております。これは、通年、先ほどの中でもちょっと答弁させていただいたんですが、国保からデータが回ってきます新年度分ということで申しますと8月から実施、そうしますと全部ずれてまいりますので、実質的には年度内の分と言いますと6カ月分、扶助費の医療費関係で言いますと追加部分は156万5,000円、年間に直しますとこの倍かかるという、通年であればかかっていくというふうになり、電算委託料については、この内容が変更されませんと1回限りということになってまいります。そういうことで、予算的には、当初今年度については508万9,000円を計上させていただいております。

それと、支払いについては基本的には窓口申請をしませんで、自動償還払いということで、手続をとらせていただきます。そういう方法で、支払いについては進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長

馬本君。

○12番

システムに三百何万を、340万ほどを今度予算をされているということでございますけども、いまは入院のみ、けども将来、将来ですよ、課長、ここ大事。通院のシステムをするに当たって、その準備段階と言いましようかな、その時期は町長が先ほど言われましたように、早い時期にということをおっしゃっておられましたけども、後戻りのしない経費のかけ方をまずなさってるんかどうかを、その点どうですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

システムの的には、今回の条例改正に伴う部分というふうにさせていただきました。将来的に年齢の拡大あるいは通院も含めて対象にする場合も含めて、今回の改正部分がベースになってまいります。そのベース部分のシステム改修が約340万近くかかるということでございまして、それを改修するという場合については、さらに少額の上乗せをすればその次の段階では改正が可能となってくるシステムの変更ということで、システム改修については計上させていただいているところです。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

はい、ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いてこれより討論に入ります。山口君。

○6 番

いろいろ議論あって、私はですね、先ほども最初に言いましたように、入院だけについても前進だというふうに、そのことは否定はしませんし、一定評価する立場です。さらにですね、このいまの質疑の中での町長の答弁も含め、できるだけ早く実施していただくということをまず強く要望すると同時にですね、議員としても今後さまざまな形で1日も早く通院も含めて全面的に小学校卒業、またその後の中学校卒業までの拡充をしていただくと、また平群町としなければならない、そのように考えています。そういう立場からですね、さっき半歩という声もありましたが、私は一歩前進だというふうに思っていますので、そういう意見を附して賛成をさせていただきます。

以上です。

○議 長

はい、窪君。

○8 番

議案第12号 平群町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

質疑でも述べたとおりであります。本町は新年度で子ども医療費助成を入院のみ小学校卒業までの一部を拡充されます。そのことに反対する理由は三つございます。1点目は、近隣では入院と通院もあわせて拡充されます。本町のように入院のみの拡充だけでは、さらに差異が生じることは理解ができません。2点目ですが、私には町民や子どもたちの健康と成長を見守る責務があります。いままでも機会あるごとに要望させていただき、質問してきましたが、12月議会に提出され、議会議決された3,000名を超える本当に御苦労されて署名を集められましたこの3,000名を超える署名をされた住民の皆様の実現への思いを重く受けとめて、今回の拡充は不十分であると言わざるを得ません。3点目ですが、通院も含めての拡充を最優先に考えて、ぎりぎりの線まで予算編成において取り組んでいただきたかったのであります。そのようなことから、

今回の条例改正には反対をいたします。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第12号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。本案については原案どおり可決されました。

日程第17 議案第13号 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、監理課長。

○監理課長

議案第13号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○5 番

1点だけお聞きをします。

利便性係数のところの変更の部分でですね、町営住宅でありながら接続をする、あるいはありとなしというふうに分かれているんですけども、これ、なぜこういう形になるのですか。

○議 長

はい、監理課長。

○監理課長

これにつきましてはですね、23年度予算で設置ということで予算を可決いただきまして、一応工事のほう、終了しております。ただ、その中でですね、御自身のちょっと事情によりまして、24年度のほうに回してほしいというところが2戸ほどございましたので、24年度の予算で計上させていただいて、

整備させていただくということで、4月1日時点ではあるところとないところがあるということで、ちょっとこういう表示にさせていただいております。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第13号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
続きまして、

日程第18 議案第14号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第14号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

いろいろお述べでしたが、要するに第4期、平成23年までのこの3年間、65歳以上の1号被保険者の保険料については、これまで年間4万4,000円が基準額でしたが、それを5万3,400円に9,400円引き上げるとい

う内容ですよね。前회가、3期から4期については若干下がったんですが、その後、介護保険の利用者、利用総額が相当増えたということで、こういう計算がなされたわけですが、いまの条例、いまの説明ではそういうことは全くわかりませんのでね、なぜこれほど大幅に保険料が上がるのか、ほとんどが年金から天引きの特別徴収ですから、いやも応もなく2カ月に1回の年金支給額がですね、下がるという。それ以外でも下がっていますから、先日ある人と話ししてたら、毎年毎年もらう額が、振り込まれる額が減って、もうどないなってますねんっていうような話もされてましたが、その辺のこともあって、介護保険料は特に徴収が特別徴収が圧倒的に多いわけですから、その辺の説明をね、やっぱり私はきちんとすべきだというふうに思いますんで、なぜこれぐらい大幅に上がるのか、そこの説明をお願いできますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

非常に難しい部分も含めて要素としては含んでおるんですけども、いま策定委員会の中で論議いただきました経緯の中では、第3回までの策定委員会の論議の中では保険料で言いますと、3年間で15億8,700万円、これ、その他3回の策定日同日に国の審議会あるいはその間近のところで直後に審議会を含めてございまして、その後追加的に介護報酬の引き上げ、まずございまして、それと、平群町、それまで地域区分で言いますとその他地域になっていたんですが、これ、第6地域に区域設定が変更になって、これまた当然全体的に上がってくる要素を含んでおります。これも3回の策定委員会の同日あるいはそれ以降に引き上げがされてきた、料金が変わっていかざるを得ないという要素が含まれてございます。

それと根本的には、給付見通しでいいますと、認定者数の増加がございまして。これも年々歳々対象になる皆さんが増えてまいります。もう間近に高齢化率が30%を超えていくという状況になってきておりますので、増えていく、増加が伴うっていうのは非常に大きな要因でございまして。近隣の施設整備に伴う施設サービス利用の増、当然施設が整備をされますと、その利用を希望される方も含めて増えてまいりますので、その増というのがございまして。さらに、地域密着型サービスの増ということも推計をいたしますと、給付費がやっぱり増えていく、年々歳々増えていくということについて策定委員会でも論議をいただき、先ほど申しましたような数字が、この3年間で保険料で賄っていく金額として必要となつて、さらに先ほども申しましたように介護報酬地域区分の変更というのがございまして、さらにプラス1,000万円、トータルで15億9,

700万ほどの費用が必要となってくるというふうな算定になってきている次第でございます。

○議長

山口君。

○6番

年々もちろん認定者数が増えてまた利用者も増える、当然そういうことなんですけど、もともと基本的には国のこの保険制度が自動的に介護給付費が増えればですね、自動的に1号被保険者の保険料がどんどんどんどん上がっていくというところに問題があるわけですけども、ただ、平群町の場合は、今回、23年はまだ確定してませんが、22年度決算の段階で1億5,000万の基金が積み上がっている。この基金というのは、もう基本的に1号被保険者がですね、払い過ぎたというか要するに過去の計画の中で計画よりも給付が少なかったのかどうかは別にしてですね、余ったお金、1号被保険者の方々が払って余ったお金っていうのが普通考えられるわけです。それが1億5,000万ある。きょうこの後補正予算、今年度補正も出てますし、また24年度の新年度予算も出てますが、それらの数字を見るとですね、特に23年度当初12月議会以前、基金、どれぐらい今年度取り崩すのかという話をしたときに、3,000万程度だというような答弁があったわけですが、この3月議会に来て、ほぼ最終的な補正予算の中で見てもね、300万程度の基金取り崩しで、今年度はいまの予算の状況で見るとそうなっていると、そういうことになれば、平群町の基金は1億5,000万残ったままになるんよね。

新年度の策定委員会の議論では、5,000万の取り崩し、それから先ほど言った地域加算の分を、課長どう答弁したかちょっとちゃんと聞いてなかったですけども、それをそのままのせなかったからそれで1,000万、だから、いまの計算上は6,000万の取り崩しということに基本的に町の介護計画ではそうなってるわけですね。

ということは、1億5,000万から6,000万引いてもまだ9,000万残るんですよ。だから、一気に年間9,400円も基準の人で負担増になるようなことは避けてですね、基金、基本的にはもう全国多くの市町村で基金全額を取り崩した計画を立ててる場所もたくさんある。そういう中で、平群町は6,000万程度の基金取り崩しでは少ないんじゃないかと。まあわかりやすく言いますと、1,000万取り崩して年間522円、保険料、基準のところまで下がる。基準ていうのは第4段階のほうですが、522円下がるんですね。だから、例えばあと5,000万取り崩せば2,600円下げられるんですよ。だから、それでも相当な値上がりになるんですが、これまで住民の、1号被保

険者の方の積み立てた分をですね、一気に上がるときにこそ還元すべきだと私は思いますので、その辺ね、もう既に町長は策定委員会の結論を受けた上です。ですね、こういう提案をされているんですが、もっと基金をやっぱり引き下げるべきではないか、なぜその基金をそんなにたくさん残すのか、さっき言った議論、今年度どれぐらい残るかということも含めて答弁いただきますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

前年度状況で言いますと、議員おっしゃるとおり1億5,000万の基金、ところがまあ策定委員会でも、議員、委員として出席をいただきましたが、事務局のほうで23年度末基金の残高を予想しますと、約1億1,000万ちょっとになるんじゃないかという想定の数値を出させていただきました。これもあくまで決算、まだしておりませんので、確定した数値じゃございませんが、ここで1億5,000万、1億1,000万、約4,000万近い差異がございます。これは、現実にはまだまだ支払いも含めて残っておりますし、その辺の関係での差異でございます。

それと、当初、第3回の策定委員会では、1月の26日、第3回の策定委員会を開催をさせていただきました。そこでは、当初想定はある程度しておりますが、介護保険報酬の引き上げが若干ある。それと、それも含めて若干保険料で想定しました、先ほど言いました15億8,700万円に若干の上乗せが発生するということを前提としながら、基金残高が23年度末で1億1,000万を踏まえたときに、いま住民の負担をいかに軽減をする、そのまま行きますと、4期と比べますと基本の基準月額で言いますと1,000円を超える1,100円近い引き上げになってまいります。それを、住民負担をいかに軽減をしていくのかということをも前提として、第3回の策定委員会で委員皆さんの論議をいただきました。

1億1,000万の中で、それは3,000万が適当なのか、あるいは5,000万が適当なのか、議員おっしゃるようにさらに最大限ももっとも基金を取り崩して引き上げ幅を圧縮していくということについて図っていくべきではないかという意見も含めてございました。しかし、基金はあくまで基金でございます。基金を全くゼロにするということについては、この制度、それ自身を危うくする要因でございますし、制度自身を崩壊させるもとでございます。一定どれぐらいの額が妥当かどうかということについては、いろんな考えの違いを含めてございます。1億1,000万の23年度基金残額をベースにしたときに、第3回の策定委員会では5,000万ぐらいを取り崩し額とするとい

うふうに決定をいただきました。残りは6,000万というふうになってまいります。

それから以降、こちらも想定、若干をしておりました介護報酬の引き上げがございましたから、それが大きく報酬が上がったという部分と、地域区分の設定が変更されたということで、3年間で1,000万の想定外の引き上げがあったというのがございます。これは、策定委員会の中でもそこまでの額というのは想定をしておりませんでした。

そういう結果、策定委員会は5,000万の基金取り崩してという結論、結果をいただきましたが、報告をいただきましたが、最終的に住民の皆さんの負担をいかに軽減するのかという苦渋の採択の中で、町としては今議会に介護保険料の介護保険条例の改正に際しては、さらに1,000万基金を追加的に取り崩していくという決断をさせていただきました。その結果、6,000万取り崩しをするということで、第3回策定委員会以降に報酬の引き上げ、地域区分の変更等に伴う1,000万の給付費の増大について対応していくということで、できるだけ住民の皆さんの引き上げを抑えていくということで一定の努力をさせていただいて、このまま想定しております1億1,000万の残高に対して6,000万を執行しますと、基金とすれば第5期には5,000万をベースにしながらその段階から始っていくと。

しかし、あくまで給付費総額については予測でございます。予測には、当然数パーセント程度の誤差がプラスもマイナスも含めて発生をします。たまたま第4期の段階では予想しておりました数値よりもマイナスで動きましたので、基金の積立額が増えていったという経緯がございますが、第5期も同じくマイナスで推移をして5,000万円からさらに増えていくのか、逆に想定以上に誤差が生じて基金がさらに取り崩しを必要とされるのか、こればかりはあくまで予想でございますので、非常に難しい判断でございます。そういう中でのこういう料金決定になったということについて、御理解を願いたいというふうに思います。

○議長

山口君。

○6番

あのね、介護保険始まったのは2000年からですよ、平成12年からですよ。そのとき、基金あったんですか。ないでしょ、ね。基金っていうのは、あくまでも調整弁なんです。それがないと制度を危うくするって、全国多くの自治体で全額取り崩しているところがたくさんあるんですよ。介護保険で基金が多く生まれたのは第3期ですよ。第4期は、基金なんてほとんど生まれて

ませんよ。ただ、3年ごとの見直しの中で、1年目は若干金が余って、2年目がとんとん、3年目は1年目に余った分がマイナスになってとんとんで行くっていうのが、この制度の趣旨でしょ。そういうことで、介護計画3年間立ててるわけじゃないですか。

ほんで、誤差が出る。当然、誤差出ますよ。でも、策定委員会的时候、私そのことを聞いたとき、全然答弁できなかったじゃないですか。5%の誤差で、5%誤差があるから5,000万円程度の基金を残しておく必要がある、こういうことをおっしゃったんですよ、事務局のほうは。でも、誤差はマイナスの誤差やのに、逆に5,000万残るじゃないですか、じゃあマイナスの誤差のままで行ったら。じゃあいまゼロにしたって構わないじゃないかっていう話になるんですよ。だから、その辺まともにね、説明もできないのに、できるだけ行政が、はっきり言わしてもらったら、楽なほうに持って行ってとしか思えないんですよ。だから、次の3年間、大変なことになるたって、そんなに大きな誤差出ないんすよ、国の制度としてやってる保険で。

だから、こんな一気に1万円近い、基準値で1万円ですから、もうちょっと所得の多い人だったらもっとですよ。だから、そこんところはね、やっぱりもうちょっと、確かに地域加算、平群町が3%増える、その分については策定委員会ではのつけた数字出てましたけれども、今回議会に出されたこの条例案ではですね、それをなしにして、月で44円ですから1カ月で何ぼですかね、500幾らやと思いますけれども、その金額を下げられているというのは、私はそれ、大体基金で1,000万に相当しますから、そこは評価するんですよ。評価しますけども、それでも9,400円も上げるというね、やっぱりここはね、そらまあ行政もう一んって言うところはあるんですけど、基金をそんだけ残す必要は、私はない、もうここにかかっていると思うねん。

だから、もっと基金を取り崩して、それは別に行政が一般会計から持って行ってつくった金じゃないんですよ。1号被保険者の方が払い過ぎた分を1号被保険者に返してほしいって、こういうことですからね。そこはもうこれ以上議論しても一緒だと思いますが、そういう問題だということをしかり言っておきたいのと、もう一つ、さっき1億1,500万程度っておっしゃるけれども、でも、補正予算、これ何号予算になるのかわかんないけども、2号か3号だと思いますが、その数字の後で、もう1回、5月の臨時議会で補正予算が出るのかどうか知りませんが、もうほとんど終わっている中でね、基金ほとんど取り崩してないじゃないですか。これから3,000万も取り崩すっていうのは、私ちょっと考えにくいんですけどね。それならあと5,000万崩しても4,000万円程度残るといことになるんですよ。さっきも言いましたように、

5, 000万取り崩せば2, 600円抑えられますからね。9, 400円上がるところを6, 800円ぐらいまで抑え込めるということになるんですよ。その辺はやっぱりね、払う人たちの大変さ、もう年金が3万、1カ月基本の3万幾らしかないところでも引かれてるんですよ。もちろん所得が少ないから、引かれる額も基準額よりは少ないですけども、それでももう天引きで引かれる、払う払わない、もうとにかくまず先に引かれるわけですから、その辺も考えてやってほしいというふうに思うんですが、再度町長にね、もうここで議案出てるんですが、もうこれ1回決まったら3年間変わりませんからね。来年、じゃあ余ったから返すはというわけにいかんでしょ。3年間、額定額ですからね。足らんからとるということもできませんけど、だから、もうちょっとやっぱり私は英断を持って基金崩すべきだと思いますが、その点、町長どうですかね。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

議員おっしゃること、個人に振り返っても非常に理解はできるんです。しかし、制度それ自身が全く基金の当初からない段階から積み上げた結果として、いまここまで来たとおっしゃった。しかし、この基金全くなしで、仮に想定している以上に給付費が増えていくという話になりますと、それに伴う赤字、借金については当然県の基金からの借り入れをしなければならない。これは、第5期、3年後終了し、第6期の段階でそれを上乘せした形で、保険料として皆さんに負担を願う結果になってまいります。確かに、第1期、第2期、第3期ということで、あるいは第4期ということで、払ってこられた1号被保険者の皆さんの結果、積み立てたお金じゃないかというふうにおっしゃるかもわかりませんが、これは健康保険もすべて、年金も含めてそうですが、やっぱりみんなの財政をそうしてみんなを支えていくという考え方で成り立っている制度でございますので、その辺のところについては御理解を願いたいというふうに思っておる次第でございます。

○議長

はい、窪君。

○8番

今回のこの条例改正ですけども、第5期介護保険料、町民の皆さんの介護保険料が上がるということで、先ほどなぜかということで説明ありましたけど、大変わかりにくい説明ですので、広報等にも書かれると思いますけれども、丁寧な、給付している額が上がったからとか、そういう何て言うんですかね、使

われてない方にとっては、この介護保険料というのは、もう本当にもう将来介護保険は使わないから介護保険料は払いたくないと、こういう方も中にはいらっしやるわけなんですよね。ですから、やはりいまの説明ではなかなか納得ができません。

それから、その中にありましたが、介護の認定者数が上がったからと、こうありましたけれども、私も県会議員のほうから資料をいただきまして、県の県下における介護の認定率とそれから1人当たりの給付額が県下でも39市町村中、大変、平群、最低に近い状況なんです。これは、よく言いましたら、認定はできるだけ厳しく、また給付はできるだけサービスは抑えると、このようにも受けとめられるわけなんですけれども、その点どのように担当課のほうでは分析されておられますでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

認定者数、まあまあ認定の状況ですけれども、これ、策定委員会でもいろいろ意見ございます。平群町、平成22年の段階で認定率、これ全国、県と比べた場合、平群町は14.6%、全国では17.2、奈良県全体の平均で言いますと16.5、若干やっぱり議員御指摘のとおり認定率としては低うございます。65歳以上の全体の人口が増えていくということは、これはもう間違いのない事実でございますけど、認定者の率、率で言うとなぜ低いのかという論議も含めて、策定委員会でもございました。平群町の状況から言いますと、これが絶対の答えであるというふうには言い切れない部分も含めてあるかもわかりませんが、全体的に言えることは意識的に平群町だけが認定の基準が厳しいのかどうかというのは、これ、間違いなくこれは一緒でございます。ただ、言えることは、全体的に他の町村と比べますと、比較的元気な方が多いということが、結果として奈良県の平均よりも若干下にあるという論議になっております。数字上も一応そういうこと、ちょっといますぐ出てこないんですが、そういうことで報告をされているところでございます。

○議長

窪君。

○8番

冒頭にちょっと言い忘れた、つけ加えたいんですけど、この第5期介護保険の事業につきましては、もう国のほうから本当にそういう資料っていうんですか、が大変遅れたから、遅れたことによって、担当課、大変御苦労されたことにつきましては、もう本当に気の毒だなとこのように思いますけれども、いま

1人当たりの給付額も大変少ない、県下では下のほうになるんですが、その説明をしていただきましたでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

そうですね。議員御指摘のとおりでございます。ちょっといま、数字すぐ出てこないですが、若干低いと。これは、先ほど言いましたように、認定率も含めてそうですが、比較的介護度の重い人が少なく、比較的介護1、2であったり、あるいは要支援であったりという方が、全体の割合の中で認定されている中では多いということで、その内訳によって違いがございますし、サービス利用についても当然違ってまいります。比較的、先ほど言いましたように、全体的に元気な方が多いことに伴って認定者数が若干県下の平均よりも少ない。あるいは、全体的にそこまで介護度が重くないという状況でございますので、給付費も若干少ないという、若干少ないという程度でございます。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○6番

議案第14号の介護保険条例の一部改正については反対をいたします。先ほども言いましたように、もともと1号被保険者のものである基金をですね、まだまだ取り崩せる余地があるにもかかわらず、それをやっていない。その中で年間と言えば9,400円もの負担増になると、基金を取り崩せばそれを抑えることができるわけですから、住民、特に年金だけで暮らしておられる高齢者の生活を守る、そういう立場から言えば、そのような決断こそですね、私は町長に求められている、そのように思います。それをされていないこの条例改正案の提案ではですね、賛成できないということで反対をいたします。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

この条例案については賛成をいたします。というのは、3年に一度見直しでございまして、いろいろ第3回の策定委員会も12月に御予定されたことが、いろんな予算案の事情で行われたということで、事務局のほうもいろいろ御苦労なされたことに対して、一応審議は見守っております、最終的には県のほうからも1,100万、返還金と申しますかな、1,100万を県のほうから返していただくと、県、8億かな、全体で、そういうことになっておるということになってますし、また、5,000万のいま基金取り崩しについても、一定策定委員会で答申みたいな形で出されたことを町長が尊重されたということでありまして、私は策定委員会の答申を尊重したいなあというふうにも思っております。そして、それと基金の問題なんですけども、たしか、いま今度5期ですけど、4期やったときの基金取り崩しに5,500万かな5,000万か、その取り崩しの策定委員会でそのような行政は出されたということを記憶をしております。今回5,000万プラス1,000万相当ということでございますが、やっぱり基金ちゅうのは、一応どのようなことがあるんか、その保管する場合に何パーセント置くのかってことは非常に大事なことでございますねけど、第6期の3年後に、4年になりますけども、第6期の今度介護保険料の改定についてですね、大変なことが起こっては、負担が増額するようなことあってはいけないというふうに私は思います。よって、基金ていうのは、一定の部分置いておくべきやなというふうにも思います。そういうこともありまして、私は賛成をいたします。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第14号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

はい、挙手多数であります。よって、本案については原案どおり可決されました。

午後 1 時 3 0 分まで休憩をします。

(ブー)

休 憩 (午後 0 時 1 5 分)

再 開 (午後 1 時 3 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

日程第 1 9 議案第 1 5 号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第 1 5 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 6 番

この件については、2月でしたか1月でしたか、11月とそれからその後全協でもあったんですが、二、三お尋ねしますが、1点目は、この前の全協の資料では年利1.5%で、20年償還ということになってます。19億1,570万を借り入れてですね、20年償還で、償還総額っていうのは幾らになりますか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

ちょっといま償還総額の全体シミュレーションをした、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、ちょっといまモニター聞いていると思いますので、上がり次第、ちょっと御報告させていただきます。

○議 長

山口君。

○ 6 番

審議すんのにそれはないでしょう。あのね、もともと公社用地をほとんど塩漬け土地になっているということで買い戻すと、いずれどっかで処理せなあか

んのはもちろんわかるわけですがけれども、ただ、この前の全協でも議論になったように、基本的にどういう経過で、どういうことがあって、それから責任の所在も含めてですね、住民に明らかにした上で当然処理すべき。なぜかと言え、これから20年間、この前の資料では年間1億1,000万円ずつですね、一般会計から住民の財産が出ていくわけじゃないですか。先ほどの子どもの医療費の問題でも議論になったように、財政が大変だって言うのであれば、財政が大変でもこれはせなければならぬということであればですね、それこそ住民にきちんとですよ、過去の責任も含めて、なぜこうなったか明らかにした上で、これから20年間住民のですね、住民に負担を1億1,000万ずつ負わせていくわけですから。にもかかわらず、幾らかかるかわからない、いま資料ないってというのは、余りにもひど過ぎませんか。第一、責任の所在も明らかにしてないのに、この議案を出すということ自体が、私は問題があると思う。この前の全協では、明らかにするということになってたじゃないですか。まだ明らかにしてませんよね。きょう、明らかにしてください。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

先般の2月17日の全協のほうでも御説明申し上げたことと重なりますけども、前回の資料で載せました責任の問題については記載のとおりで、全く責任の所在を追及しないとかいうふうなことはもちろん考えておりません。一定、いま現在の総括としましては、それぞれの事業用地についての取得経過なり、取得年月日、取得額等々について調べた内容のものを調査して報告してます。その中で、いま現在、責任を追及するということまで至ったものの内容というのは出ていないというふうなところですよ。

○議長

山口君。

○6番

責任の所在っていうなら、当然経緯も含めて出さないと、責任の所在が明らかにならないじゃないですか。これは、総括として書かれてますけれども、十分な協議もなく先行取得されたとかそういうことは一定書いてますよ。せやけど、一つ一つの事業についてですね、例えば県の道路事業に対して先行取得して、それはただ1筆で買わないとだめだから、残った分を県が買い上げてくれなかったと、こうなったら県のほうに責任あるわけじゃないですか。そういうことも含めて、じゃ例えば福貴畑の墓地公園用地、公園墓地ですか、あれはどのような経過があったのか、あのときも大問題になったわけでしょう。そういう

ことも含めて住民にわかりやすく書かないと、ほんでその後簿価が、ずっと簿価で載ってきたのを平成20年からでしたか、20年からは町の一般会計で金利払いしてるわけじゃないですか。そういうことも含めて住民に知らずのが当然じゃないですか。20億の金を、これから返していくんですよ。毎年1億1,000万ですよ。そのために事業できないって言うてるわけでしょう。だから、全協のときの報告だけでは不十分、だからこそちゃんとした責任の所在、経緯を明らかにするっていう、副町長、答弁したじゃないですか。それを出さずに、何で議案になって出てくるんだって言うて聞いてるんですよ。それしてからでしょ、普通だったら。また、時間がないという話なんですか。その点どうなんですか、さっきの答弁も含めて。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

2月17日のその資料では不十分だというふうなことは御意見をいただいて、さらに突っ込んで明らかにできる部分についてはやっていくというふうに答弁していると思います。そのときにもおっしゃっておられましたように、3月、これ、無理ならある意味で間に合わなければ仕方ないけども、少なくともきちっとしたものを調査して住民に知らせるっていうふうなことが必要であるというふうにおっしゃられて、いま現在、改めてさらに肉づけした形で調査内容について詰めておるところでございます。したがって、いま現在で申し上げますと、この間出しております資料の範囲っていうふうになります。ただ、この間もおっしゃっておられたその当時の町長や理事長、そこらの関係の資料、また鑑定簿価、鑑定時価につきましては、2月の段階での資料は少し粗くったい資料でしたんで、2月末には時価が出るというふうなことで申し上げてましたんで、それも含めて改めて調査内容についてももう少し詳細なものを、ただいま現在つくっている、そういうような状況です。

○議長

山口君。

○6番

いや、その最初の質問の資料はまだなんですか。

それと、だから、それならそれでいまの段階で、これ、議案、きょう議決するわけでしょう。議会が議決しないと、これ、進められないわけでしょう。それだったら、そこに間に合わすように、私がそう言ったというふうに言われてるからそう言ったんかなって、ちょっとはつきり覚えてませんが、いやいづれにしてもね、住民にとっては、毎年1億1,000万ずつ出ていって、そ

のために住民がやってほしいことができているということになればですよ、まさにそこはきちんとしてないと、住民に対して説明責任果たしたということにならないわけでしょう。私たち議員も、住民に対して説明できるということにならないわけですから、そこをちゃんとするためにも、この前議論になった部分についてはですね、きちんとした報告を、それも全文公表してですね、住民に開示するっていうふうな形をとらないと、私はいけないというふうに思うんですよ。

だから、いま、西本課長おっしゃったように、いま2月30日段階で、いまある土地の時価についてはですね、大体出てるという話でしたけれども、そういうことも含めて、それだったら、これ、でもきょう即決ですからね。あと予算にも入ってきますから、予算でも出てきますけれども、これ、即決でしょう。だから、いま、ここで、議会としてはイエス、ノー決めちゃうわけじゃないですか。だから、その資料ないのに、これをやね、ここで決めるっていうのもうーんという気はしますが、いまさら言ってもだめでしょうけど、ちょっとその辺はもう一度ね、いつごろじゃあ出せるのか、それを明らかにしてください。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

山口議員はそういうふうにおっしゃられましたけれども、今回初めて土地開発公社の問題を初めてこの議案によって町の問題にしたっていうことですので、このことについていままではベールになってた部分もあったんですけども、明らかにしていくと、債務保証を町のほうで持つっていうことで、債権債務をすべて町が責任持ってやっていくということですので、これはひとつの前進であり、このことについて住民の皆さんにも説明していきたいというふうに思っています。

1点目のいわゆる償還総額の話ですけども、20年間で償還していきますと、利息だけで2億8,734万円を、これは1.54%の年利で試算をしておりますけども、2億8,734万円の利息、元金が19億1,570万ですので、それもあわせて22億304万円の償還総額になるというふうなことです。

○議長

山口君。

○6番

22億、だから20年間毎年1億1,000万ずつ償還していくということになるんでしょうけれども、さっきもちょっと町の問題になったからって、公社なんて100%出資だから、もちろん議会で取り上げる場合に、町本体では

なくて公社の問題ですから、いろいろ取り上げ方は変わってきますけれども、それにしても過去にいろいろ議会でも問題になったことがある土地がずっと残ってきてるわけじゃないですか。それを処理しなければならないのはわかるんです。そこはわかるんですよ。そこはわかるんですけれども、だからこういうことがあるから、こっちの事業が、福祉の事業ができないとか、子育て支援ができないとかいうのであれば、また同時にですね、町の財産をそういうところへ、結局は損失を出したということでしょう。この場合の時価で言うと、3億5,000万でしょ、総額で。ということは、19億1,700万引く3億5,000万で15億、16億近い金ですね、その要するにどぶに捨てるような話に、結果としてなるわけじゃないですか。結果としてですよ、ね。そういうことがなぜなったのかというのは、もちろん過去からの町行政の問題があるわけだけども、そのことをもちろん犯罪とかそんなんではもちろんないんでしょうけども、しかし、こういう失敗があったと今後の教訓にするためにもと、この前も言ったと思いますけれども、その辺の経過はやっぱり詳細にね、明らかにしとかなないと、今後また同じようなことがね、起こる、起こりかねないというふうにも思うわけですから、そこを言ってるわけですよ。じゃあ、いつごろ出していただけるんですか。もう、これ、議決、きょうしてしまうわけですけども、通るか通らんかは別にして、いや、それはちょっとはっきりしてもらえます。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

何度も同じことであれですけども、その個々の事業の詳細については、どこまでが詳細っていうことの範囲になるのかなと思いますけども、一応私たちのほうでは、前例として上牧町の外部監査の報告書を見ました。その辺を判断して、あの程度のものはある程度わかる部分についてはつくっていききたいなということで、この間つくったやつを報告してます。さらに、もう少し突っ込んだものはできないかということで、いま取り組んでるところです。予定としましては、新年度なってから、また改めて住民さんのほうにも説明させていただきたいなというふうには考えておりますので、それまでにはつくっていききたいなというふうに思っています。

○議長

山口君。

○6番

すみません。そやそうそう、いまさっき言うの忘れてんけど、外部監査ね、

それはしないわけでしょう。いや、だからそこもまずまた理解できないんですよ。そりゃ一定金かかるかわかりませんが、こういうことはやっぱりきちんとしようと思ったら、やっぱり外部監査のほうがなじむわけでしょう、普通に考えれば。だから、それもされてないわけでしょう。いま、内部でこれにもうちよっつと詳しく調査してというか、記述していくということになるんだと思うんですが、その外部監査についてもなぜやらないのかっていうのが、もうひとつ私は理解できないんです。だから、それ、いまからでも遅くないから、外部監査で詰めたものをですね、きちっと出すべきだというふうに思うんですけども、その点についてはどうですかね。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

外部監査につきましては、これもこの間全協の中でもお話しさせてもらったと思うんですけども、初めっから外部監査を否定しているっていうかじゃなしに、外部監査したほうがいいんじゃないかというふうなスタンスでスタートしました。当然町の監査のほうにも意見を聞きたいなということで、専門家であります代表監査のほうにもいろいろ意見を聞かせてもらいましたし、先ほども申し上げました上牧町の外部監査の報告書を一通りざっと読ませていただきましたけども、基本的には外部監査で調査できる内容のものについては、ある程度町のほうでもう把握できているっていうふうな状況でしたんで、いま早急に外部監査を受けてっていうふうなことが必要ではないというふうな判断に立ったところですよ。

○議長

植田君。

○5番

いま、この問題は全協も通しているいろいろな問題として出てきた問題です。山口議員がいま発言したように、これまでももう少しやはりきちっとした調査報告っていうのがやっぱり求められると思います。私たちも、住民の方々からこの件については、今回19億の起債をしてですね、総額22億というお金をですね、これから10年間かけて払っていかなければならない。そういう中で、やはりこの前出された資料だけでは不十分だと、やっぱりそれをいまもう少し詰めてやってられるっていうことですので、そういうものをきちっとこちら、山口議員が請求したそのときの責任の所在も含めてですね、きちっとしたものを出していただいて、その時点でやっぱりこの問題については判断をしたいということだと思います。そういう意味では、この議案については継続をしてね、

やはりちょっと取り扱っていくべきではないかなというふうに私は思います。

○議 長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

何度も同じことを繰り返しますけども、町としましては、基本的にはもちろん責任問題を含めてありますけども、それよりも何よりも事実をできるだけいま現在ある資料から導き出していきたい、その中から責任がある部分についてはやっぱり総括して、上牧の例をばっかり言いますけども、例えばもちろん当然その町行政の責任、それから議会の責任等々も含めて突っ込んで書いておられますけども、その辺についても突っ込んだ形で調査をまとめていききたいというふうに思っています。そのためには、まずこれを議決いただいて、24年度には最後のチャンスですんで、公社の問題を町の問題に変えて、町として積極的に、主体として取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議 長

山口君。

○6 番

最後のチャンスっていうことなんですけれどもね、もともと住宅開発公社、こっちは土地開発公社ですけども、土地開発公社っていうのは先行取得、当時土地がどんどん上がっていたがためにやることになったわけですけども、いまのような段階の中で全国の自治体が持っている土地開発公社っていうのは、どことも大変な状況になって、解散しているところも相当あると思うんですけれどもね、いまが本当に最後のチャンスなのかどうか。その三セク債が受けられなくなるって、こうおっしゃるんですけども、その点ね、本当にそうなのかどうなのか。その辺、例えばね、いろんなことで、国の方針によって市町村、それぞれの自治体がいっぱいもの事業をしたときにですね、それが結果として失敗に終わったときに、最終的に国のほうが何らかの手当てをとるということはよくあるわけですけども、これもまあその一つなんです。三セク債の発行できるようになったというのはね。それで解散するっていうことなんです。ただ、借金だけが全部、要するに行政側、自治体にのっかってくるというふうなこのやり方でね、確かに金利1.54っていうことであれば、そんなに悪い話じゃないのかもわかんないし、20年償還っていうことになれば、まだ平群町の全体の財政から見れば、そりゃやれないことじゃないと思うねん。ただ、さっき言ったようにほかへのしわ寄せがあるとか、また今後そのツケを全部住民に回すとかという点で、非常に危惧する点が多いもんですから、そういう点から言えば本当にこれが最後のね、チャンスなのか。もっとほかに、ほ

かにと言うか、もうちょっと待てばやりようがあるのではないか。例えば上牧、ちょっと知りませんが、さっきから上牧の話が出てるんで、上牧の場合は全部じゃなくって、半分だけを三セク債でやるっていうような報道を見ましたけれども、そういうやり方も、平群町の場合、できないのかどうか。平群町の場合は、すべてが塩漬け土地だから、もうすべてそういうふうにするんだということなのかどうか。その辺、もう一度、多分全協のときにも一定説明あったかもわかんないですけども、もう一度その辺どうなのか説明していただけますか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

今回の話が本当に最後のチャンスなのかっていう御質問ですけども、これは国のほうからはそのように聞いてます。したがって、最後のチャンスっていうか、この25年度をもって以降はそういう措置はないと、今回受けたら、当然この間も申しましたように、財政的な優遇措置も若干ですけどもありますので、そういったこともなくなるというふうなことです。それよりも何よりも、これまで、さっき責任の話が出ましたけども、一つの責任としては、そうやって先送りしてきたっていうことが言えると思います。この際、財政的には厳しい中ですけども、これをきちっと真正面から受けとめてやっていくべきではないかなというふうに思います。上牧町の話ですけども、これはよその町の話ですんで、私も責任持ってお答えできる話ではないんですけども、聞いている話では、上牧町は25年度に25年償還ですべての、たしか50億弱だったと思いますけども、いま現在持っている簿価が、そういう方向で行くというふうな情報は得てます。いずれにしても、これは解散を前提とした特別許可債、国の許可債ですんで、解散がなしで許可されるってことはあり得ないというふうに考えています。

○議 長

山口君。

○6 番

じゃ、いまの話だったら、もう1年後でもいけるっていうことじゃないですか、25年でも間に合うんだったら。そうでしょう。いま、まだ24年のいま3月ですよ。いま、じゃ上牧の話で25年にされるということ、平群町だって、もうちょっと住民に説明する時間、1年間あるじゃないですか、それだったら。1年遅れたら、それこそ金利がむちゃくちゃ増えるとか、そのために負担が増えるとかいうことじゃないでしょ。1年分の金利は増えますけど、ね。いまある18億幾らがしの金利はもちろん増えるんですけども、それだったら

住民にちゃんと理解してもらってからやったっていけるという話になりませんか。いまの話聞いてたらそうなります。最後のチャンスって、もう1年あるじゃないですか、それだったら。その間に説明すればいいじゃないですか。そのときにちゃんと住民から、だからこういう経過で、そらおわびをするんでしょうけども、こういう経過でこうなって、これが一番いまの最良の方法なんだということで、説明すればいいんじゃないんでしょうか。私は、いま聞いていてそう思いましたけど、その1年が待てない、いますぐ議決ということですか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

そりゃ待てないことはないっていうふうに、25年ですからぎりぎりいっぱいっていうこと言えると思いますけども、これまでですね、何度か危機がありました。金融情勢の問題なんかを含めて土地開発公社に金融機関からお金をもう融資できないというふうなことを言われたこともありました。いま、非常に金利が低い状況の中で、起債をして安定確実な形でこの三セク債を使って償還していくっていうことが、いまの判断としてはベターじゃないかというふうに判断したわけです。

○議 長

山口君。

○6 番

いや、だからそこが見解が違うわけですよ。いや1年と言わずでも3カ月でも、1議会、2議会後でもいいですよ。その間に住民にきちんと、いま調べている、調査をして詳細に報告すると言っている、それができてからだって遅くないじゃないですか、別にそれだったら。もうことし、この3月に議会で議決しないと、全くその三セク債のですね、発行間に合わないんだっていうことではないのであれば、もうちょっと遅らせたっていけるわけでしょう。その間に住民に説明できる資料をきちっとつくってですね、説明するというふうにすればいいじゃないですか。それからでも遅くないんじゃないですかと、私は思うんですが、いまの答弁では、いやいまが一番ベターだと思っているということなんで、そういう判断でしょうけれども、やっぱり説明責任という点で言えば、そういうことも考えられるのではないかというふうに思うんですが、それはできないということですか。考える余地はあるということでしょうか、どっちでしょう。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

それはできないっていう話じゃなしに、町としてはそういう判断をしたということなんです。考え方はいろいろあると思います。逆に、この議会の中でも、二、三年前でしたね、この三セク債が特別に許可されるっていうふうな話が出たときに、一刻も早く国や県のほうからはこれを活用してやってくださいというふうなことの指導を、いまも現在も受けているんですけども、そんな中で、当時、別の議員さんからは早くそれ使うべきじゃないかというふうな御意見もいただきました。ただ、町としてはまだ財政的に赤字を打つような状況がございましたんで、それはもう少し、早いにこしたことはないんですけども、ある程度安定するまではっていうふうなことで答弁しておったんじゃないかなというふうに記憶してるんですけども、そういったことで、考え方としてはいろいろあると思うんですけども、町としてはいま現在がベストであるというふうに考えました。

○議長

山口君。

○6番

何回も悪いんですけどね、前からそれをやろうと思ってて、22年度決算では黒字になったんで、じゃあ何とかいけそうだからやろうって、それはわかるんです。それはそれでええです。でも、それ、やろうとしてそういう準備をしたんであれば、その時点で住民に説明する時間も含めてですね、時間的余裕を持ってやるべきではなかったのかと、議会に最初に説明があったのが去年の11月4日ですよ。そこの総務建設委員会で、最初というか、具体的なスケジュールも含めて出てきた。ほんで、2月の全協で、それを受けた報告も含めて出されたということですけども、だから、それでまだ時間もうちょっと、三セク債を発行するのにまだ時間的余裕があるんであれば、そこに、住民にこれだけのお金を使うわけですから、住民に理解を得る時間というのは、私はあったと思うんですよ。あったと思うし、これからだってまだあるわけだから、あるんだったら、それを入れてからやっても遅くはないんじゃないかということ言ってるわけです。

そら何ぼ言ったって、いまがベストだっておっしゃっているわけだから、そこんこで認識が違うわけであってね、だから、結局、住民に説明せんでももうとにかく議会で決めてから説明するっていう話じゃないですか、いまの話やったら。だって、もう決めてから説明するということですよ。もう全部そういう方向で決めてから説明するということは、これまでおっしゃってなかったと。もちろん町政がどうなっているかという説明は、結果として決算なんかは結果

としての説明になりますけれども、でも、町としてはこういうことをやろうとしてるんだという説明だって、本来説明の中に入るわけでしょ。特に、20年間1億1,000万ずつ金が出ていくということがわかっていながら、もう既に議会で決まっていますからいうて説明するんですか。いや、そこんところはもろん難しい問題がいろいろあると思うんです。思うけれども、町長が盛んに説明責任っておっしゃるのであれば、これこそ最も大事な一つではないんですか。だから、それ待ってからでも、私は遅くないのではないかということを行っているわけです。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

住民の皆さんへの説明っていうのは全然してないっていうふうに、いまおっしゃられましたけども、通算ですけども、私の記憶では7回ぐらい広報や、それからホームページ、それから住民説明会の資料には必ず公社の問題を入れます。23年度の中でも、その辺の三セク債を使って、たしか、いうふうなことも町としては考えているというふうな内容の、シミュレーションも入れたものを資料としてつくって説明もさせていただいてきたところというふうな認識を持っております。

○議長

山口君。

○6番

最後にしますけども、でも住民の人はね、20億円の金が、町の税金、住民の税金も含めてですけども、町の一般会計から出ていくという、そういう説明をされてるんですか。ずっとされてるんですか。それをきちんとやってるんですか。広報かどっか載せましたか。住民説明会って何人いてるかわからん。広報載ってました。その辺どうですか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

いま、たまたまちょっとその説明会資料を、住民の皆さんに配布した資料を持っているんですけども、10ページの中で、土地開発公社の経営健全化ということで、25年度末までに土地開発公社の解散、精算を目指すということと、借入金残高の推移等々について、三セク債を活用して精算に取り組むというふうなことは明記して説明はさせていただいています。資料の中に金額も入っています。

○議 長

窪君。

○8 番

この第三セクター等改革推進債を活用して土地開発公社を解散することは、評価をしたいと考えております。ただ、先日の議員全員協議会でも述べさせていただいたんですが、平群町の開発公社を解散するために約19億円の三セクを発行して20年で償還するという内容ですので、一番懸念するのが、そのときも申しましたが、このことによって単年度の財政負担が増加すると、それだけでなく、午前中の審議で、町長のほうからこの三セク債発行により財政を圧迫するものであるというごあいさつまでありながら、もうすべてがこれから財政が厳しいからできないという御発言がいままでも午前中も大変多かったのですね、本当に大丈夫なのかと、大変不安な思いなんです。前回、全協でもお聞きしまして、償還期間、本当に20年で大丈夫なのかとお聞きしましたら、またもう少し延ばせないのかお聞きしたら、町長が30年まで問題を引き延ばすのは厳しいと、また30年にすることで全体として約2億程度の利息が増えるとおっしゃいましたけど、少し確認なんですけど、先ほど償還総額で利息合計2億8,734万で元金が19億ということですけども、30年にした場合ですね、利息は幾らになるんでしょうか、確認をしたいと思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

すみません。30年間にしたときの利息ですけども、ちょっときちっとしたあれではないんですけども、ざくっとした計算でいきますと、約4億強の利息になってくるというふうに思ってます。

○議 長

窪君。

○8 番

ということは、全協では約2億程度の利息が増えるということでしたが、約1億2,000万近く増えるということだと思うんですけども、上牧、先ほどお話がありましたが、私も全協のときの情報では、約40億を20年の償還、これは解散しないで一部残すというような情報が入ってきたんですけども、今回解散するというので約50億を25年ということ、延ばしてということなのでね、何ですかね、金利は総額は30年に延ばすことによって1億数千万増えますけれどもね、毎年の財政負担は少しでも軽くなるんじゃないかなと思うんですね。そういう意味から、もう少し長い期間に設定をすべきじゃない

かなと思うんです。本当に20年で償還で大丈夫なのかと思います。

家庭に置きかえれば、収入の割合に対して毎月の借金の返済額が多過ぎたら、もうかつかつの生活して、何の余裕も希望も何もないと、そのような生活では本当に夢も何もありますよね。そのような事態になるのかなと、それでないならばいいんですけれども、いままでの御発言を見てましたら、もう本当にいまも財政厳しい上にいまこれを発行することで本当に厳しいんだと、厳しいのを先延ばすことはできませんけれどね、過日、奈良新聞では香芝市の土地開発公社の解散に向けて新聞記事が掲載されてまして、香芝の市長さんが償還期間については単年度の財政負担額や実質公債比率の推移などを勘案し、市民に、あそこは市ですからね、市民に迷惑がかからないように検討したい、このような発言をされてるんですね。もうそのことが、本当に一番、一番大事な判断基準だと思います。いろんな、午前中の2,000万の子どもの医療費の拡充ですらできない。いろんな、これからいろんなことをしていかなのに、毎回毎回財政が厳しいからできません、厳しいからできない、このようなお言葉はこの三セク債を発行することを盾にさせていただいたら、本当に安心して平群町には住めないのではないかなと、私は思うんです。

そこで、町長にどのようにお考えかお尋ねしたいんですけど、本当にこの20年の償還期間でね、本当に住民が迷惑かからないのか、安心していいのか、御答弁願いたいと思います。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

確かに、財政預かってる者としましては、できるなら先送りしたい、いましんどいわけですから、先送りしたいというのは、ある意味一方での本音はあるんですけども、ただ、これ、債務は減ることがありませんので、ほっとけばいままでも同様に膨らんでいって、それが即すなわち未来の子や孫の世代に負担がかかっていくということですんで、できるだけやっぱり早くこの負債を、負の遺産を解決したいと、しなければならぬというふうなことで思っています。これも、前回も、全協のときも言うてましたけども、基本的には国は10年を原則とされてますんで、原則は10年っていうことで、県との話の中でも今後の、いまの町の財政状況それからこれからの財政シミュレーションを含めて協議をさせてもらっていく中で、県は少しでも、10年が無理なら15年ぐらいでっていうような話もありました。ただ、しかし、心もとないというふうなこともありましたんで、何とか20年で認めてくれないかというふうなことで、ようやく何か20年ぐらいで何とか許可をしていただけるというふうな状況に

至っているというようなのが現状です。

これについては、同意債でもありません。国の許可債です。町が何ぼ言うたかって、町の財政状況やシミュレーションを示して、客観的な数字を示して、それで許可をいただくということになりますんで、いまの現状で言いますと20年っていうことになってきているというふうな状況になってます。

○議 長

窪君。

○8 番

負の遺産は残したらだめ、もうそのとおりだと、その点は私も総論は同じ気持ちです。ただ、そのことにおいて町民に対して負担が、町民の皆さんが知らない間にできた借金をね、それを返すのにいろんな施策ができないと、このように言われてしまったらね、住民に負担がかかるわけですよ。上牧町の例ばかり挙げて本当に申しわけない、上牧町に対して失礼な話なんですけれども、20年から25年に延ばされたと、それも国のほうと交渉をされてとかいろんな真実はどうかわかりませんが、そういうこともお聞きをしております。ですから、私はこのことに反対してませんけれども、本当にこれで大丈夫なのかと、この三セク債発行した、借金増えた、そのことを盾にね、すべての議員の質問に対してもね、財政がないからできない、そういう発言は今後してもらいたく、私はないんです。そういう意味で、町長にこの20年で本当に大丈夫なのかということ、町長にお尋ねをいたしております。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

本当に大丈夫かって言われますと、基本的にはいま現在シミュレーションしている中で、数字の中では何とかやっていると、大丈夫であるというふうにしかり言いがたいんですけども、絶対大丈夫かと言われたら、そらまあ今後地方交付税がどうなっていくか、起債計画がどうなっていくかっていうのは、国の経済状況や金融状況がどうなっていくかっていうことはわかりませんので、それは何て言うんですかね、断言はできないっていうことなんですけども、基本的には大丈夫なシミュレーションっていうことで出して、当然そういうことで提案させてもらっているということで御理解願えます。

○議 長

窪君。

○8 番

町長は一向にお答え願えませんので、そのかわりに副町長に答えていただき

たいんですが、今後質問するたびにですね、財政が厳しい、財政が厳しいと、三セク債発行したからだ、そういうことね、私、言っていたきたくないんですよ。夢も希望も全くありません。それであつたら、議会で質問する必要ないわけなんですね。ですから、総論は賛成しておりますけれども、その点を、そのね、点を聞きたいんです。お願いします。

○議 長

副町長。

○副町長

確かに御心配の向き、私どもも真摯に受けとめておりますし、そういうことにもならないように当然やっていくものでございます。どのように工夫するのかということなんですけれども、これは必要な経費は当然かかるわけなんですけれども、まだまだうちのほうでもですね、行革のやり方であるとか、また事業の展開についてですね、収支ベースで何とか抑制できるところをどんどん職員の提案も受けてですね、やっていきたいと。ほんで一方でやはり歳入の確保も、これはもう喫緊の課題やというふうに思っておりますので、そういうところで収支改善を図ることによって、いまは国に対してぎりぎりのシミュレーション出してるかもしれませんが、こういう住民の方々が求められる住民サービスですね、これを一つでもかなえていくべくですね、台所を預かっている者として努力してまいる所存でございますので、そういう点で御理解いただけませんか。

○議 長

窪君。

○ 8 番

いま副町長から丁寧な御説明がありました、本当に香芝の市長がおっしゃいますように、町民に迷惑がかからないように検討して、これからも努力していただきたいこと、お願いしておきます。

○議 長

山田君。

○ 9 番

この責任の所在ということで、先ほどから山口議員もおっしゃってましたけれども、私自身も責任の所在を明確にしていくことは必要ではないかと。と言いますのはね、何年か前になりますけれども、現実的に前町長が公社のそういう借金がいっぱいあることに対しての責任があるんだという風潮が平群町の中でも大分蔓延しておりました。そうではないということも、いま、岩崎町長もよくいまでは御存じだと思っておりますが、そういう意味での中ね、この決断

をするというときにですね、いま現在の町政を預かっている岩崎町長が未来を考えてですね、今年度負担があってもですね、いまやっつけていかなければならないということで判断をされたという責任をしっかりとですね、持っていただくということも含めてね、責任の所在を明確にしていかなければならないんじゃないかというのが、私の考えでございます。

いま、窪議員のほうからもありましたが、このことによって財政が厳しくなるというのは、もうそういう話はもう一切やめていただきたい。これは、判断して、将来のまちづくりにとっても大事だということ判断されてやられたということで、そういうお話は今後はなしにしていいただきたいということをお願いを申し上げてね、確認をしたいことが何点かありましてね、全協の中で説明もあったんですけども、私の考えが間違ってるかということをお聞きしたいんですけど、約20億の金利としてですね、1.56言うたかな、1.54で、20億としたら1.5としても約、年3,000万かな。その判断としては2分の1が特別交付税措置されるということになっていると。いま23年度の利子補てんが4,000万、1年間で何もしなくても4,000万を一般財源から捻出しなければならない。それに対して、三セク債を利用することによって、表向き約ですよ、3,000万の金利に対して1,500万の交付税措置があつて、1,500万の負担であるということ、こういう理解は正しいのかどうか1点。

それからですね、先ほどちょっとお話があつたんですけど、公社、いまでも金融機関からの借入れが大変困難な状況である。これは、公社の見解になるかもわかりませんが、町としてのですね、聞き及んでいる話としてですね、いま金利、最近上がってきましたですよ、ここ何年かずっと。今後の、多分見通しも立たないのではないか。ますます、いま年間3,000万、23年度ベースで3,000万の利子補てんをしておりますが、このままで行けばもっと利子補てんをしなければならないという考えもあるのではないかなと思うんですが、その2点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

1点目の財政優遇措置の問題ですけども、ただ、いま議員が述べられたように、国から聞いております内容っていうのは特別交付税措置っていうことで、金利分の2分の1については特交措置をするというふうには、そういう措置はあるというふうには聞いてます。ただ、これ、あんまりうのみにしてはいけないうふうには、財政サイドでいうたら思ってます。ただ、一応原則論と

してはそういうふうに優遇措置があるというふうに聞いてます。この辺についてのシミュレーションは入れてないんですけども、基本的にはそういう措置があるというふうには考えてます。

いま公社で持ってる分の金融機関から借り入れている利率というのは、大体2から2.5%ぐらいですんで、これがこのままずっと行くかっていうことについては、当然財政運営していく上においては最悪のことも考えておかなければならないというふうに思ってますんで、金融機関からお聞きしている内容で言いますと、いわゆる信用格付けの問題で、土地開発公社に対する信用格付けは、もう極端に落ちているというふうな状況を聞いてますんで、このままずっとこの利率で貸していただけるかどうかっていうのは、ちょっとクエスションかなというふうに思ってます。いまの現状で言いますと、以前でしたらどちらかと言えば金融機関のほうから借りてほしいというふうな状況があったんですけども、いまはもうできたら早く精算してほしいっていうふうな状況ですんで、こちらのほうが頭を下げて、できるだけ金利を下げて貸していただきたいというふうなことを言うてるような状況で、ほかで貸していただけるところもなかなか見い出せないというふうな状況ですんで、将来的には放置しておくとしたら厳しい状況になるというふうには思ってます。

○議 長

山田君。

○9 番

国からの交付税措置も、いま一応の話はあるけども確約されたものではないが、若干の期待を持って進めていきたいというお話だったかなと思います。あと金融機関についてはですね、今後の見通しが全く厳しい、いまの状態でも頭を下げている状態だということのお話だったということで理解しました。

それでもう一点ね、せんだっての資料の中で、今後の詳細のスケジュールをいただいています。これにのっとって3月定例議会でも三セク債の許可の申請議案が出されたと、今後はその可決されれば、それにのっとって手続をとっていくということで、6月か9月に公社の解散議案、これも議会にかけなければならない。そういう意味でね、その時点ですんで、やっぱりいま一步進んだ責任の所在、これをしっかりとやっていただきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

はい、これは、この間県の会議でも市町村振興課長のほうからあったんです

けども、当然25年度が限度になってます。かと言うて、ぎりぎりまで待つんやなしに、できるだけ早くスピーディーにやっついていかんと、いろんな予想し得ない障害物とかも出てくる可能性もありますんで、そういった意味じゃスピーディーにしておく必要があるんかなっていうふうに思ってます。当然、そのために住民の理解もやっぱり求めていくわけですから、責任の所在等々につきましては、先ほど来申し上げましたように可能な範囲全面開示して理解を求めていくっていうスタンスに変わりはありません。

○議 長

森田君。

○4 番

関係各位の関係各方面にですね、根回しをされて、今回これに至ったということは十分理解できます。ただしですね、住民説明会を説明してから議会というのは、私は先に議会にある程度もんでからですね、かけるべきじゃないかというふうに思うんですけども、そのことが1点。

それとですね、30年と20年でいきますとですね、金利差で380万ぐらいじゃないかなと思うんですよ。交付税算定されれば200万ぐらいですから、そんなに影響はないんじゃない、私が間違っなければですね、その辺のこともちょっと御確認の意味でちょっと御答弁いただけませんか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

数字はちょっとちゃんとお示しできなくてあれですけども、先ほども言いましたように、少しでも、もう期限が来てますんで、それに向けてやっついていく必要があろうというふうなことがありますんで、何か性急過ぎるんやないかっていうふうなイメージもお持ちになられているんかもわからないんですけども、住民説明会の前にも当然議会のほうにも説明をさせていただいておりましたし、若干議会のときはたしか25年度からっていう、当初は25年度に借り入れてっていうふうな御説明やったと思うんですけども、1年前倒ししてやっついていくというふうな形に、住民説明会の中でも説明してやっついてきてますんで、いまのスケジュールでまあぎりぎりかなっていうふうには考えているところです。

○議 長

はい、馬本君。

○12番

ちょっとね、ようクールにちょっと頭ならないかんと思うねん。これは、

昭和47年に公有地拡大に関する法律、日本列島、平群町は昭和48年に、これ、設立されたんかな、開発公社はね。で、それ何やと、そこでね、一般会計も今回いろいろ債務負担行為って載ってますけども、議決案件、開発公社にこれを先行取得で買ってください、議会の議決してんねん。今度これ、買い戻すわけや。買い戻すとき、そのぐらいろいろあんのかな。これを拒否してどうなんねやろ。買うときは、せや買ってくださいって議会の議決してて、買い戻すとき気に入らん。そういうことは、おれ、ちょっとようクールに皆、考えなあかんと思う。

それともう1点、ちょっと聞きたいんやけどね、課長ね、西本課長、いま一定の危機あったねっておっしゃった。その後でね、課長、後で、こと細かく説明してください、一定の開発公社の危機。っていうのは、いま課長がおっしゃったように、開発公社の金融機関の信用度は極端に悪い。しかし、平群町の信用度はオッケー、町のやつだったらオッケーですよと、金融機関。開発公社の借りかえは絶対ぐあい悪いという時期があった。より資産が落ちてる。最終的にはね、債務負担行為した、議会で議決した開発公社の物件は町が買い戻さないかんねやろ。そうなってんねやろ、法律上。それが、いま買い戻すかね、将来買い戻すかの話や。

けれども、いま起債の関係もいろいろおっしゃってた。ひょっとしたら、これ、ちょっと副長聞くけども、水差す話ではないですけども、基本的には10年ということになってんねやろ、特交の話ね。これ、20年、交付税ね、特交で利息分ですね、例えば2分の1でしゃろ。これ、交付していただけるという確定はあります。ここら辺も私はわかりませんで、正直な話。国の基準は10年やんか。ただ、そういうことね、ほんでね、責任の所在、いろいろおっしゃってました。確かにこれは明らかにしやんないかんやろと思う。けれどもね、議会の議決でいうたら債務行為を議決したときに、オッケーと言いながら責任の所在を明らかにして云々よりも、よりもやで、それは後で僕はするべきやと思う。

今回、この議案を皆さんどう御判断されるんかしらんけど、私は可決をしている、私は賛成してます。というのはね、貸しはがし、言葉悪いですよ、金融機関の貸しはがしが最大的な危機があったと、私も全協でちょっとお話しさせてもうたと思う。果たして、この平群町はこんなような損害なかったはずやと思うで。また、同じことが私は平群町に危機は持ってきてほしくない。また、議会議員としても責任を持ってそういうことをさせとけない。金融機関ってクールですよ。はっきり言うて、前、ちょっと言いますけども、司法にゆだねても何十億の金はいただきますよっておっしゃった金融機関が、どことは言うて

ませんよ、そのようにまで聞いてますよ。何十億ですよ、金額はわかってますけども。果たして、そのときに司法にゆだねられたらどうやら、いま平群町あったやろか。というのはね、僕言うのは、債務負担行為っていう定義は何やろうということね、改めて僕は考える時期に来てると、議会議員は議決した以上は。というのを改めて認識、ここでいま言ったわけやけど、それでちょっと西本課長、平群町のほんまの危機をこと詳しくね、ここで議場で、前、全協やったけども、ここは会議録載るとこや、きちっとちょっと説明して、いまの経過。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

ちゃんとした資料を持ってませんので、記憶でのこの概要ですけども、いま議員がおっしゃったようなことで、当時、土地開発公社の担当もしてましたんで、私自身よく覚えているんですけども、平成17年ぐらいやったかなというふうに思いますけども、いきなり土地開発公社、金融庁からの指導で、土地開発公社の信用格付けは落ちてるというふうなことで、当時借入れをしておりました金融機関のほうから次の今年度末の時点で返していただきたいと、次はもうどっかほかで借りてくださいというふうな申し出が、実はありました。

当時、まだ四十数億のお金が公社のほうにありましたので、負債がありましたので、借入れがありましたんで、いきなりそんなことを言われもどうしようもないというふうなことで、当時はたまたまでしたけども、タイムリーに公社経営健全化計画なるものを町のほうでつくっておきまして、それで、その公社経営健全化計画そのものが5カ年計画なんですけども、総務省が認めてくれる土地開発公社の改善計画っていうことでありましたんで、その信用も含めて、当時その一定時期、危機を乗り越えたっていうふうな状況がございました。そのときは、確かにおっしゃられるように目の前真っ暗っていうか、いきなり四十数億返せって言われても、町も標財規模が30億から40億ぐらいでしたんでどうしようもないなというふうなことでした。そういった時期があったということです。一番危機は、ちょっとさっき17年ぐらいい言いましたけども、ちょっとその辺については不明、ちゃんと覚えてませんので、訂正させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長

副町長。

○副町長

私のほうから2点お答えさせていただきます。

1点目は、特別交付税の10年の話でございます。私も県におりましたので、いろいろ国の措置にのっとった形でいろいろ市町村の方々と、あ、すみません、当時のことを回想してるんですけど、調整させていただいたりとあるんですけど、やはり国のほうはですね、まずルールどおりにやっていただくというようなどころ、ございます。実際のところは、それをさらに延ばそうとすると、それはやはり要望も含めてですね、強い働きかけを引き続きやっていく。平群町としてもやっていきたいというふうに思っておりますので、いまのところはそういう御理解でお願いしたいと思えます。

それともう1点ですね、責任の所在、金融機関の貸しはがしというようなお話ございました。なかなかこれは話しにくいことでも、いま現在話しにくいことでもございます。余り説明はできないんですけども、やはりそういう危機感っていうのは常に町内部では持っております。ですので、一刻でも早くその金利負担を下げたいというのと同時にですね、安定した償還っていうところをですね、めどをつけたいというような思惑もあるのも事実でございます。

以上でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

いま、総務財政課長並びに副町長がお話ししていただいた。それで、先行取得債っていうもんが、うちの平群町、手挙げてて、開発公社健全化に手を挙げて認可されてですね、駅前開発の13億も、その事業でも先行取得債10年ということで一定危機を乗り切ったという部分も、皆さん、御記憶にもあると思えます。まあね、僕ね、正直な言うてね、借金はやっぱりこれ、債務負担行為やからね。それを25年に今度やる云々、これもできましよう、最終でしょう。けれども、いま話聞いていると、第三セクター債発行はおそらく反対される方はおいでにならないと思うけども、時期の問題がいろいろあると思う。

けれども、それをそのいま、責任所在をきちっとしてから、ある程度のことを住民に知らせてから云々ということで、この議案にすべきじゃないかと、提案すべきじゃないという御意見もありましたけどね、これはね、僕はね、1年やそこらででけへんと思う。なっかなかいろいろあると思う。いろんな、どこまで明かしていいか、どこまでどういう話ししてええか、どこまでそういう説明してええか。なぜならば、私たち議会議員は債務負担行為しかしてない。要するに、開発公社のほうは理事長並びに副理事長、理事さんだけでこの土地を買う買わないっていうことをなさっておられましたんで、私ら議会議員はだれ

一人も開発公社の理事のほうには入っておりません。しかし、監事という形では入ってます。その監事さんは、裁決権はございません。ね、裁決権はございません。ま、そういう立場もあるので、所在地を明らかにしなさいと、買い戻すときやからというお話はよくわかります。

けれどもね、僕は貸しはがしとは言葉悪いですけども、なぜそれを言いますと、そのときに貸しはがしに来たある銀行ね、が、云十億でございましたけど、今度ちょっと聞きますと、第三セクター債を対応したい、何やのこれ。わかります。僕は憤り感じますよ、正直な話。その当時は、金、何十億の金、開発公社に貸してる金、もう書きかえはできません。金利だけ、書きかえもできません。しかし、はっきり言いますけどね、開発公社、金利金利って言うけども、一部元金もいま払ってるところもあるんでしょう、一部ですよ。云百万、払ってはずですよ。利息だけちゃいまっせ。一部、元金支払ってる銀行も、いま開発公社、私の調べではありました。

それはそれとして、いま言ったように何が言いたいか、貸しはがしするときには、大変な平群町、危機感あった、お先真っ暗であった。今度、第三セクター債発行します。うちの銀行使ってください。これは何やねんって。せやから、金融機関は厳しいとこで、私はあると思います。せやから、いまのうちに1日も早くね、あとの所在は、やっぱり責任は所在はきちっと私は議会に明らかにし、また住民のほうも、私たち議会も、議会報告会もいろいろございます。そういうとこで、また明らかにしていったらいいと思います。議会は議会で、また対応もしたいと思いますが、私個人としてはね。また議長を通じていろいろお話しされるとは思いますけども、けれども、1日も早く第三セクター債を発行してですね、安定的なね、やっぱり信用度のある平群町にね、買い戻すという立場を立っていただきたいなというふうに、私は考えておりますねけど、町長はどうでしょうか。

○議 長

はい、町長。

○町 長

本当に、私、就任してすぐにそういった危機もございました。その後ですね、当時、平成17年に策定された健全化計画に従いまして、途中改定もありましたけども、これまで27億余りを既にお買い戻ししております。この状況につきましては、公社の借金が減ったけども、町の普通会計の借金は増えましたということで、常に住民の皆さんにもお示ししてきました。残る18億、この年度末、24年の末で19億になりますけども、これを、もうこの第三セクター改革推進債発行できる最後のチャンスととらえてですね、将来に負の遺産を残さ

ないこの政策を、この厳しい財政が続きますけども、ぜひ議会の皆さんの御理解を得て実行していきたいというふうに考えております。このチャンスをどうぞ生かして、将来につなげていきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議 長

馬本君。

○12番

いろいろ、議論いろいろ出てた話で質問なんで、責任の所在ね、今後の、今後のことですよ。その点についてちょっと、もう一度再度明らかにお願いしたいと思います。

○議 長

はい、町長。

○町 長

財政課長、いままで答弁しておるとおりでございますが、外部監査の方法もやろうということで、平群町の代表監査委員の方に御相談もして、既にもう平群町でそういう資料はすべてあるということでございますので、この資料を議会の皆さんに提示することで、一応第一歩の責任を果たせるかなど、その後につきまして、いろいろ御意見もあろうかと思っておりますので、その資料をもとにまた再度御議論いただければというふうに思っております。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○6 番

本議案には反対をいたします。

先ほど質疑の中でも言いましたように、19億以上の起債をしてですね、金利も含めれば22億以上のお金をこれから20年間で返していくという内容です。そのことについては、もちろん借金を残したままということについてはですね、私も十分理解しているつもりですから、そこに異論があるわけじゃないですが、以前から申し上げてますように、しかし、実際の資産はもう既に3億5,000万、正確じゃないとおっしゃいましたが、たとえ4億だったとして

もですね、18億円の要するに負債を住民に負担してもらうわけですね。そのためは、当然、責任の所在を、この前の全協の程度のような中身ではですね、全く住民に理解されない、私はこのように考えます。ですから、まだもうちょっと時間があるのであれば、何もこの議会で議決しなくてもですね、住民の皆さんにもうちょっと責任の所在がきちっと出て、説明できる中身になってからでも遅くない。そういう意味ではですね、いま、この3月議会でこれを決めてしまうというのは、私は拙速だというふうに思いますので、この議案に対しては反対をいたします。

○議長

高幣君。

○7番

いろいろと御議論聞かせていただきました。ただ一言だけ申し上げられることは、19億、確かに借金としてこれを今回三セク債で回していくと、これ当然やるべきことだと思います。ただ、歴史的にこの問題に関してはいろいろ、私はあったと思います。また、立場上申し上げられませんが、この開発公社については、先ほど某銀行のお話もございました。確かに、某銀行の話、たまたまその当時私も町の監査委員をさせていただきまして、これを借りたいと、うちのを使ってくれというお話がありました。そのときには、非常にいいことで持って来られました。ところが、私が仕事を離れてからでございますけれども、即反転攻撃に変えられてきて、最後は先ほどの危機というふうな話のとおり、私も聞いております。

そういう意味では、これは、私はこういう三セク債、開発公社そのものについても疑問は持っております。これは、田中内閣の時代に起こった問題でございます。そのころの日本経済と現在の日本経済は違っていると、ここははっきりしておりますから、こういうことに関しては、ここ一番早く手を打って、私たちの後世に残さないようにしていくのが、町民であり議員の仕事ではないでしょうか。1カ月、2カ月延ばしても一緒です。この3月に結論を出してしまっ、そしてちょっとでも私たち議員としても肩の荷をおろしたい。

しかし、責任の所在を言われておるわけですが、その責任の所在についてはいろんな前回、総務財政からも全協で資料が出ております。その資料は、もっと解析していくといろんな問題点へ突き当たってまいりと思います。また、鑑定価格も、当時というのは、この全協のときの数字と、いま2月末に鑑定価格が決まるというふうに聞いておりましたから、おそらく鑑定価格は出ておると思います。その数字そのものは、またあのときの数字と違った形で落ちてくると思うんです。ということは、値打ちのないものをやらないといけない。本当

に残念な話でございますが、過去の町政のツケがいま私たち議員の上にかぶさっているんだと、これを考えてみたら、1日でも早くこの問題から脱却していくような方向性をとるのが議員の仕事ではないでしょうかという意味で、私はこれに関しては賛成の立場で討論させていただきました。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第10号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については原案どおり可決されました。

日程第20 議案第16号 和解及び損害賠償額の決定について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第16号 提案理由説明

○議長

はい、町長。

○町長

ただいまの議案につきまして、私のほうから追加して申し上げたいと思いません。

本案件につきましては、その詳細につきまして2月17日の議員全員協議会でも御報告させていただいたところでございます。本町といたしましては、常日ごろから法令遵守の徹底に努めておりますが、このような事案が判明したことにつきまして、改めておわび申し上げます。なお、今後におきましては、改めて法令遵守の徹底に努めてまいりますので、議員各位におかれましては何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○ 4 番

こういう事故が起こって報告が怠ったということで理解してるんですけども、これはすべて保険で処理されたのか、車の事故であれば免責というのがあるんですけども、その辺わかりましたら。

○ 議 長

総務財政課長。

○ 総務財政課長

はい、この事案につきましてはすべて保険で対応して、一般会計、町のほうからの予算支出はございません。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。公用車の事故も免責やないというように理解してよろしいんですね。

それとですね、一つだけ、道の駅の駐車場、道の駅自身は町の管理じゃないんで、実質使っているのは地域振興センターだと思うんですけども、その辺がちょっとわかりにくいんですけども、その辺わかりましたら。

○ 議 長

経済建設課長。

○ 経済建設課長

道の駅の管理区分でございますけども、駐車場部分につきましては、これは国道168号の敷地の一部というそういう解釈でございます。あとトイレにつきましては管理委託ということで、建物の実質主体は、施行主体は県でございますけども、維持管理は地域振興センターのほうで行っていただいている。くまがしステーションにつきましては、建物、敷地ともに町管理であるということでございます。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

よくわかりましたけど、強風で飛んだテントというのは道路、起因は道の駅の中のものじゃないですか。

○ 議 長

経済建設課長。

○ 経済建設課長

テントの関係でございますけども、テントの設置場所につきましてはくまがしステーションの敷地のテント、それが隣接する駐車場に駐車されてる車のほうに干渉したという、そういうことでございます。

○議長

井戸君。

○1番

ちょっとお聞きしたいんですけど、これ、保険っていうことは保険料を払っているっていうことですよ。こんだけ事故がずっと起きてるとなると、保険料が上がってるのかなと思うんですけども、どの程度なのか知りたいんですけどね。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

申しわけないです。保険料の料率については、ちょっといま持ってないんですけども、これについては町の市町村共済のほうの共済対応の保険でございます。それはもう一定率が決まったもので、事故があったから上がるとかいうふうなことではありません。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第16号について採決を行います。
本案は原案どおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決しました。
3時5分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時50分)

再 開 (午後 3時05分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

日程第21 議案第17号 平成23年度平群町一般会計補正予算(第5号)
について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第17号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○8 番

23ページの大規模改造事業費であります。今回の補正2億2,750万という大きな額ですが、ほぼこの大規模改造事業に充てられるものだと思います。これ、北小の体育館の耐震化とリニューアル工事の予算措置ということで、最初は、いまも説明ありましたが、今回の国の第3次補正予算を活用して、本来であるなら平成24年度に予算計上する予定であったものを前倒しで今回補正を組んでいただきました。最初、耐震化のみでありましたが、リニューアルも加えていただき、高く評価をしたいと思います。本当に国から来るものはもうばたばたと来ますので、本当に見落とししたりということも多いと思いますが、このようにしっかりと目を光らせていただいて、財政は厳しいんですから、目を光らせていただいて、活用をしていただきたいと思います。これは高く評価したいと思います。それにおきましてね、まず町の負担が、本来24年度に計上するよりも大変負担が大変軽減されたと考えますので、具体的に御説明を願いたいと思います。

それから、これは耐震化とリニューアルですが、リニューアル、もう少し詳

しくですね、約1億5,000万近くが耐震化で、リニューアルが約4,000万強と思うんですけれども、またこのリニューアルの内容を詳しく御説明願いたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、大規模改造事業費の件でございますが、いま御質問の中で述べていただきましたとおりで、基本的にはもうそのとおりでございます、耐震工事の関係がですね、1億4,996万ということですから、まあ1億5,000万円と言っていいと思います。あと残り4,200万円がいわゆるリニューアルという関係、大規模改修の関係に当たります。この中のいわゆる耐震補強の1億5,000万はですね、御承知をいただいていると思いますが、いわゆる屋根のかけかえの工事であります、一言で申し上げますと。これが1億5,000万ということになります。それと、4,200万円の大規模改造のほうでございますが、これはですね、具体的にいまの段階ですべて何をするかということを決めている状態ではありません。ただ、骨組みですね、全体の骨組みとしては、まず体育館のフロアを全面的に改修したいと、これも35年程度たっておりまして、これを改修したいと。それから外壁のですね、塗装のやりかえをしたいと。それと更衣室あるいはそのトイレですね、この辺の内壁の塗りかえ、あるいはそのトイレにつきましては、すべていま和式のトイレが4基ございますんで、これを1基ないし2基、洋式に変えていければというふうに考えています。あと電気関係等々で若干の工事が出てくると思いますが、合計で4,200万程度というふうに考えておりますが、設計をする中で打ち合わせを進めてまいりたいというふうに考えています。

あと、さきに御質問いただきました予算の件でございますけれども、3次補正で前倒しをして23年度の補正でお願いをしているんですが、基本的にはですね、耐震工事につきましては2分の1の補助、それから大規模改造につきましては3分の1の補助と、耐震工事につきましては2分の1の補助で、裏負担のですね、これはもちろん100%起債ですけれども、その100%起債のうち80%は交付税算入ということになっています。実質ですね、町単独負担というのは13.6であったかというふうに記憶をしています。ただですね、少しここで見ていただくと、いわゆる国庫負担金がですね、国庫支出金が3,829万ということで、いま私が申し上げました全体の額から見ますとですね、少し違うようにお感じになろうと思いますが、これはですね、実は私どももつ

い最近まで結果的にわからなかったんですが、これは国のほうから少し情報をいただきまして、国県支出金がこの額になるということ把握したものでございます。当初思っていた額よりも半分近くに、半分以下ぐらいになってしまっているんです、補助金としてはね。

それはなぜかと言いますと、いわゆる耐震補強工事に関しましては、国のですね、単価というのがございます。それと、私どもの体育館の建物が非常に特殊な建物であるということも含めましてですね、単価差ですね、いわゆる単価差が相当程度出てまいります。そのことによって、2分の1は変わらないんですけども、国の単価で計算された金額の2分の1というのが結果的に3, 829万3, 000円ということになりました。じゃあその残りはどうなるのかということですが、残りがですね、すべて起債で丸々100%起債であっても、すべて交付税算入がなければ、これは非常に困るなあというふうに思って、いろいろ総務財政課のほうで調べてもらったんですが、結果的にですね、残りの部分の起債についても100%起債で、なおかつ70%についてはですね、交付税に算入されると。先ほど80%部分と言いましたが、国庫補助にのる部分については80%、それ以外の部分については70%の起債で対応できるというふうに聞きましたので、結果的にですね、非常に国県支出金としては思っていた額よりかなり減ったんですが、町の単独費としてはですね、大きな支出の金額にしてはですね、非常に支出額が少なくて済むということで、喜んでいうところがございます。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。国のことですから、緊急で来て、すぐ手を挙げるのか挙げないのかということですけども、回り回って一番いい形になったと思います。また、いま言われてましたが、屋根のかけかえだけでこれだけ費用がかかると、私もちょっと調べさせていただきました。すべて平群町の小学校のすべての屋根がそういう状況だということがわかり、大変、西日本でもまれだということがわかったんですけども、しっかりとこういうのを活用してしっかりと耐震化、26年度に学校施設はされるという計画ですので、取り組みをお願いしたいと思います。

それからトイレですが、本当に耐震化だけではリニューアルしないと、子どもたちとか保護者の皆さんには全体の状況が見えませんが、すべて新築みたいな状況になるのかなと、大変評価したいと思いますが、トイレですね、本当

に体育館は避難所にもなりますのでね、ほとんどいま和式というのんはないです、障がい者対応の洋式とかできるだけ、できるだけほとんど洋式に近いような形で、いまから設計されるのですから、やはり体育館の機能っていうのは、もうこれから高く重いものになってきますので、その点はよろしく願いしておきたいと思います。

それからもう1点だけなんです、すみません、22ページです。22ページの教育総務費の事務局費の委託料1,860万ということですが、これは、いま説明ありましたように幼保一体化についての幼保一体化施設建設に係る基本計画並びに運営計画等の策定に要する費用の予算措置でありますけれども、全員協議会でも私もるる質問させていただきまして、本当にその後も保護者の方々から多くの不安の声が挙がっておりましたので、2月24日ですが、岩崎町長のほうに緊急の申し入れを保護者の皆さんと行わせていただきました。大変、26年度中に移転という言葉で、26年度にもうその途中で移転するのかというような不安な声がいっぱいありまして、その場で町長もすぐ対応をするということで、即手を打たれたと思うんですが、その後のどのように対応されたか具体的に説明のほどお願いしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問でございますが、申し出をいただいて以後ということでございます。私どもとしましては、そういう御指摘をいただきまして、それとですね、いわゆる申し入れそのものは町としての説明責任をしっかりと果たせといった内容であったかというふうに思います。そういう意味ではですね、直ちに誤解のある部分につきましては、新年度に入学される方の保護者も含めてですね、その誤解のあった点については、アンケートに対するお礼とおわびという形で、すべて文章で誤解を解いていただけるようにさせていただきました。

それからですね、あといわゆる全体の説明責任を果たすという点で申し上げますと、この4月にですね、現在ははっきり確定と言いますか、時間等々についてはいままだ申し上げられる段階ではありませんが、この4月の中旬にですね、いわゆる幼保一体化の問題について、俗に住民説明会と言いますかおそらく保護者の方が中心になっていくんだろうと思いますが、全住民の方々にそういう説明会をやりますということをお知らせをしてですね、そして2回程度の説明会を開催をしたいというふうに思っています。これは、4月の14、15が土日になりますし、21、22も土日になりますので、このあたりで開催をしていけるように、現在調整をしております。で、これの周知の方法につきまして

は、4月1日号の広報平群にですね、別建てで折り込みをさせていただいて、よく目立つように別刷りで折り込みをさせていただいて、周知をさせていただこうというふうに考えています。

以上です。

○議 長

窪君。

○8 番

住民の皆さんとともに緊急申し入れさせていただきまして、すぐおわびのお知らせのお手紙を入れられたことは評価をしておきたいと思います。いま、住民説明会、確認も含めてなんですけど、これは毎回町長がされますタウンミーティングというものではなくって、幼保一体化にだけの住民説明会でしょうか、再度お尋ねします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

はい、いわゆるタウンミーティングではなくて、別に幼保一体化についての説明会を行うと、ただ、先ほど出てますいわゆる開発公社の問題ですね、これもさっき住民説明会という話がありましたので、この調整をしなければいけませんけれども、それもですね、一緒に、一緒にというか日にちを合わせてということになる、あるいはその資料ですね、資料を見ていただきやすいように裏と表にそれぞれ資料をつけるというような形も含めて、いまちょっと協議をしているというところでございます。

○議 長

窪君。

○8 番

はい、それであるならばいいんですが、しっかりとやっぱり普通のタウンミーティングとは全く違いますので、時間も、それだけではもうわずかな時間しかありませんので、しっかりと幼保一体についてと、あとは土地開発公社のこともあるでしょうけれども、それをメインに置いていただいて、住民への周知をお願いしたいと思います。

それから、なかなか広報に折り込みを、お金と手間をかけて入れていただきましてもなかなか見落とす場合がありますので、幼稚園、保育園、3園に対しましてね、こういう説明会を別にお知らせという形で、この前までのアンケートでいただいた御意見等に対してもそこでお示しをされると思うんですけども、その点も丁寧な対応をしていただけるんでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

全体の周知以外に、保育園、幼稚園の保護者あるいは今年度ですね、4月に新しく入ってこられる保護者については、お手紙で別に説明会の御案内をさせていただきたいというふうに思っています。

○議 長

窪君。

○8 番

最後になりますが、4月のその住民説明会を開催していただいて、やはりいまの保護者の皆さんはもう本当に不安になっていますが、その以降に小さいお子さんがいらっしゃって、その保護者の皆さんは何もわからない状況でありますのでね、本当に理解と納得の得られる説明会を、丁寧な説明会をしていただきたいと思います。いま国で総合こども園、法案出されましてどうなるんかわかりませんが、いま現在の知り得てる状況で誠実に、また不安をぬぐい去るような理解と納得の説明会をお願いしておきたいと思います。

○議 長

ほかございませんか。森田君。

○4 番

先ほど窪議員からもありました幼保一体化のことですが、椿井地区ということで、私、南のほうで住んでおりましてですね、南の方もやはりものすごく不安視されている。幼稚園が南に来ることによって、町の活性化というんですかね、それも一つちょっとお尋ねしたいんですけども、収容人員はどうなる、人数で結構ですけども、はなさんとに幼保一体化をつくったときに収容は何人になって、あと残りが南になるのか、それだけわかりましたら御確認の意味も含めて。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問ですが、その収容の人数が何名になるかというのは、現在の段階ではですね、2月の17日に全員協議会をさせていただいたときに、抜粋ですが、町長にプロジェクトチーム会議から出された中間報告の資料をお渡しをさせていただきました。その中にですね、子どもの数の予想、これは都市計画マスタープラン上の5歳刻みのところから出したものをつけさせていただいております、その中ではですね、23年の5月から27

年の4月、4年間の間に幼稚園と南保育園の子どもたちが97名減るという数字になっていました。これは、もちろんコーホート法による推計ですから、そういった数字が出て、実は我々も非常に驚いている、本当にそんだけ減るのかという思いも片方あります。いままた、第5次総合計画の基礎数値がもうすぐもう出てまいるとお思いますので、そういったものも参考にしながら、今後ですね、子どもたちの数がどう変化していくのかということをしつかり見きわめるといのは、非常にもう全体の計画を立てるに当たって、これはもう特筆すべき重要な事項であるというふうに認識をしています。

そういう意味からして、現在はなさと保育園は御承知のように定員が130名でございます。そして、南保育園が110名ということで、当然はなさと保育園も総合こども園化あるいは新しく建てる施設も総合こども園化ということでございますから、具体的にいまの段階で何名の定員というふうにお答えをするのは非常に難しいわけでございますが、計画としてはですね、一定の計画を練っていく段階では、現在幼稚園にいる子どもたち約190名と、それから南保育園にいる子どもたち約九十数名やったかな、のその数字をですね、27年の時点で具体的に減らさないでその数字でですね、基本的には計画を練っていききたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。

この発端は、駅周でございますね、立ち退きを迫られたということなんですけども、本当に駅周が2年遅れてるんでしょ。もっと遅れていけば、いまこういう結論を出さないでいいわけじゃないかと思うんですけども、それをちなみにですね、この間全協のときに南保育所の資料をいただきましたんですけども、既存が2,325、買い増しが5,000平米ほどだったと思うんですけども、この地図で見る限り5,000平米には到底ならないんじゃないかと、現在のところが赤でですね、買い増すところが緑になりますとですね、こんな面積には到底ならないと思うんですけども、この2,500分の1の地図が正しければ。それが一つですね。

それともう一つは、これ、非常に大事なことなんですけども、いま駅周絡みでですね、保留地の処分が七億何千万かということで上がっていたと思うんですね。その、私はめどが到底立たない、到底組合ですから組合の責任になるかと思うんですけども、その保留地のを含めてですね、もう一度原点に返って

ですね、そういうことも検討されたらいかがかなと思うんですけども、椿井ありきじゃなくて、もう少し駅周の保留地のことも含め、そういうことであればですね、逆に言えば、ある方が御提案されていたですね、図書館もですね、上のほうに上層部にできるわけですから。あるいはですね、中央公園のどういんですか、開発公社から買い戻した土地がですね、含めて6,300平米ございます。資材置き場が3,700ほどありますから、十分そういうところでも対応できるんじゃないかと、コスト的に考えればですね、ということも含めて、総務委員会のほうでまた資料が出てくればありがたいと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○議長

植田君。

○5番

私も少しこの幼保一体化のところでの質問をさせてもらいたいと思うんですけども、先ほど課長が申し入れに対しての保護者向けに多分アンケートのお礼とおわびという形で出されたと思うんですけど、これで私のほうにも問い合わせありました。幼保一体化、もう決定したんですねというふうな保護者の方から電話があったのです。私も、そのアンケートのお礼とおわびという文章をちょっと見せてもらったんですが、これ、素直に普通に読めば、もう決定した事項だというふうに感じ取られる文章であるっていうのは、もう明らかです。

じゃ、いつどこで決まったのかと、この前の全員協議会においてもですね、いろんな異論、出たわけですよ。300人を超える規模の、私たちはそういう総合こども園が防災の関係からどうなのかという問題、それからやはり北の地域の方々が、いまは平群幼稚園までだけれども、これ、いま挙がっている二つの予定地になればですよ、相当遠くなります。こんなもう通わされへん、かなんわという声もたくさん聞いているわけですよ。まだそういう段階、いろんな思いがある段階で、また不十分な、保育料の関係にしてもですね、どうなるのかというのが明らかにされてない段階でですね、こういう決まった、それがもう決定されたごとのですね、文章を出されるというのはいかがなものかと。すごくやっぱり、それはすごく私はもう議会軽視も甚だしいというふうに考えていますが、この点についてはどう考えておられるのか。

ここではですね、4月1日以降南保育園に在園、入園される方については、幼稚園と統合し、新しい新園に移設し、総合型の園に移行いたします。これ読めば、ああもうそのことは決まってしまって、幼稚園と南保育園は統合するんだなというふうに、もうやっぱり理解されますよ。それが、まだ議会、いや議会のほうではまだきちっとそういう町のほうとの話し合いの中で決定はしてい

ませんということをお話ししたら、ああそうなんですか、いやもうこれを見る限りは、もうそのことは決まってしまうんだなというふうに思っていました。そういう意味では、まだそういう段階にあるのにはですよ、こういう明らかに決まったごとく既成事実的にやね、進めていくことは、すごく私は腹立たしい思いがするんですけども、この点についてはどうなのかとお聞きをしておきたいと思います。

それともう1点、歳入のほうで、所得割の個人住民税が5,700万の増額補正されていますが、この中身、それからたばこ税が、今回多分販売本数が増えたんだと思うんですけども、たばこに関しては昨年ですかね、引き上げがあって、本来減るんかなと思っていたら、ここで1,350万ほどの増額補正となっているんですけど、ここら辺のなかなかどういう状況でこうなったのかというのは説明しにくいところはあるかもしれませんが、一定考えられる要因があれば、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それともう1点、18ページの委託料の検査検診委託料、これ、先ほど少しヒブや肺炎球菌や子宮頸がん等々の不執行の部分だということだったと思うんですが、今回組まれた予算の中で620万不執行になっているんですけども、それぞれ予防接種の内容についてどの程度執行、当初組んでいた金額に対して執行できているのか。あるいは対象者に対する接種率がどういう状況になっているのかということをお聞きをちょっと少し御説明をいただきたいというのがもう一つ、それと19ページの予防接種の被害補償金の部分ですが、多分、これ、残念なことにそういう予防接種により事故が起こったのだと思うんですが、もう少し詳しい中身をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、20ページの超過勤務手当、商工費ですが、当初予算では25万円だったんですが、今回補正で30万円という倍以上の増額となっているんですが、何か補正、通常当初考えていた以上の何か問題が起こって、倍額の補正となったのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議長

はい、福祉課長。

○福祉課長

植田議員、おっしゃっておられましたのは、いま先ほど窪議員からありましたように、保護者の皆さんに出ささせていただきました27年の4月1日に開園を目指すということで、当初お知らせということでアンケートさせていただいたこういうやつがあるんですけど、アンケートさせていただいた中で、平成26年度中に移転が必要となっていますという、駅周辺事業に伴う事業の関係で移転をと、この時期の表現として26年度中という表現があったことに対し

て、やはり保護者の皆さんに誤解を招く、年度の途中で場所が変わるんじゃないかという誤解を招く部分があるということで、改めてアンケートのお礼とこの表現について正しく27年の4月に開園を目指すということで、そのお知らせをするという意味合いで、主たるねらいはそういうことでお出しをしたものです。

当然、幼稚園は幼稚園でどうなるのかということが、その以下以降の文書の中で問われますし、南保育園あるいはそのはなさと保育園についてはどうなるのかということも問われますので、その段階における考えとして、27年4月移設をするということは、南保育園については幼稚園と一体となって幼保一体型、要するに総合こども園の方向で進んでいきますよと、はなさと保育園については既存のままの保育園、施設は変わりません、場所も変わりませんが、こども園、総合園を目指しますよということについての考えについて、町の現在における考えを文章化したものであって、議員おっしゃっているような意味合いではございませんので、誤解を招いたのであれば申しわけございませんが、そういう考えでございます。

○議長

税務課長。

○税務課長

植田議員さんの御質問でございます。税収の所得割とたばこ税ということで、所得割につきましてはですね、当初予算の計上の際に、過去からの落ち込み幅で予算計上しておったのがですね、実際には落ち込み幅が少なく、ある意味厳しく試算し過ぎていたかなということでございますが、その一つの要因といたしましては、退職所得が多かったというのが一つ原因に挙げられます。例年ですと、退職所得では1,000万から1,500万程度が通常なんですけども、ことしの場合は退職者1名で1,100万の住民税を、いわゆる納付しておられる方がおられますので、その分が効を奏して、効を奏したと言いますか、その分について税収が上げられたということでもあります。所得割につきましては、当然調定額、12月末の調定額から徴収率で掛けての試算をするわけですけども、少なくともですね、当初の予算から言いますと、率で言う5.6%増ということで、全体の町税の中から20億のところから言えばですね、5%の差異が、20億で言えば5%ぐらいの差異があったというふうに思っておりますけども、今後、所得割につきましても大変、いま増額補正でございますけども、22年度決算額から見ますとですね、やはり8,000万程度、所得割で落ち込んでおりますので、増額補正と言えども、大変厳しい状況にあるということでございます。

それから町税のたばこ税でございますけども、1,350万の増額補正ということで、これは22年の10月1日に税率改正がございました。その中で、本数、相当の落ち込みがあるだろうということで、喫煙される方が非常に多く出るだろうということで予測しておったんですけども、あ、すみません。禁煙される方がすごく多いかなということで見積もったのが、若干厳しく見積もり過ぎたということもございます。ただですね、税率改正で1.4倍上がっておりますけども、本数で言えば約29%減少してもですね、税率改正で1.4倍たばこ税が上がっておりますので、その分が本数と税率改正の違いによりますね、こういう現象が起きたというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それではですね、18ページの予防費の委託料、検査検診委託料の620万の減額について御説明申し上げます。大きく申し上げますと、日本脳炎が約200万円程度のマイナスであると、減額であるということでございます。これはですね、当初日本脳炎のですね、積極的な勧奨が3学年に及ぶのではないかなというふうなことがございまして、そういった形でですね、予算のほうを組ませていただきましたが、その決定がですね、夏ごろにずれ込みまして、結果的には2学年になったというところからこういった減額をさせていただくものでございます。

次に、ヒブワクチンのほうでございしますが、これは160万程度でございします。それから、小児用肺炎球菌につきましても200万程度ということでございます。これは、議員も既に御承知やと思っておりますが、当初ですね、このヒブワクチンそれから小児用肺炎球菌がですね、補助制度として発足いたしました当時ですね、同時接種事故によりまして死亡事故があったということがございました。一時厚生労働省のほうからですね、そういった形の接種を見合わせるよということの指導がございまして、結果的には再開をさせていただいたわけでございますが、そういったことが考えられる点の一つ、それからもう一つはですね、どうしても小さい子どもさんですので、ほかにもですね、予防接種を受けられる機会が多いと、体調の問題もございします。そういったことも含めまして、こういった形のものになったのではないかなというふうに推測をいたしておるところでございします。ヒブワクチンにつきましては、当初は80%程度の接種率を思っておりましたが、現在60%弱、これはですね、小児用肺炎球菌もそのように考えておるところでございします。

それから、次にですね、19ページの補償、補てん及び賠償金の件でございます。これは、非常に残念なことでございますが、平成8年のときにですね、3種混合の予防接種を受けられた子どもさんがですね、健康被害に遭われたというところで、当時ですね、調査会等も開きまして、厚生労働省のほうでいろいろ審議をしていただきまして、疾病認定ということでそういった認定を受けたところでございます。その方がですね、養育年金を請求をしたいという申し出がございまして、また同じように調査会を開かせていただきまして、国のほう、厚生労働省のほうに進達をさせていただきました。その結果ですね、年度で言いますと19年度、年で言いますと20年1月からですね、そのことが認められまして養育年金が支給されるということで、19年度にさかのぼりまして、この養育年金の分を今回補正予算とさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

商工費の関係で超勤手当が30万円ですね、増額補正しているっていう御質問です。これについては、商工総務費の関係では、職員2名分の職員人件費とそれに伴う職員手当っていうことで予算化してるんですけども、当初25万円で組んでたんですけども、詳細なちょっとあれはいま持ってないんですけども、基本的には当初予算の見込みが甘かったというふうに、ざくっと言いますと考えております。実際に実行段階では55万に必要になってくるというふうなことです。

○議長

植田君。

○5番

幼保の関係ではですね、そういう意図ではないというふうな形で課長のほうから御答弁があったと思うんですけども、どない読んでもやっぱりそうなんです。その最初のお知らせというこのアンケートをとるという段階でも、ほとんど情報がない。これも多分全協のときでもそういう話が出たと思うんですけどもね。そういう中で本当に大事な問題ですし、議会でもまだ結論が出ていない問題について、もっとやっぱり慎重に、文章で保護者に出す場合はきちっとしていただきたいと、これ、どない読んでももう決まったように、決まった文章としてとられかねませんのでね、そのことは今後、教育委員会も含めて、多分同じ文章ですか、これ、教育委員会出されたの。上の部分が違うだけで中

身は全く同じなのかな。教育委員会が幼稚園へ出された文が同じであるならば、今後やっぱりこういう、いま微妙な問題で、まだこれから十分審議をしていかなあかん問題があるのに、やっぱりこういう軽々な文章の出され方っていうのは、私は非常に憤慨しておりますんで、今後このようなことがないように十分配慮をしていただきたいというふうに言うときます。

○議 長

窪君。

○ 8 番

すみません。4ページの繰越明許費、消防費ですが、春日丘防火水槽設置工事1,000万、繰越明許されますが、簡単で結構ですけれども、御説明のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

繰越明許の消防費で、春日丘における防火水槽の設置事業を今年度内に終了する予定やったんですけども、ちょっと地質の関係で土どめが必要になるといふうなことが判明して、それをした上で改めてかかっているかなければならぬいっていうふうな事態になりました。その結果、若干24年度に繰り込んでしまうということになりましたので、そういうふうな内容でございます。

○議 長

山田君。

○ 9 番

22ページ、先ほどから出てました幼保一体化の委託料ですね、1,860万、補正予算、一応総務建設委員会に付託の内定になっているんですけど、結構な金額ですよ、1,860万。設計委託料1,260万、この内訳というか詳細な、どの程度の業務までをここに入っているのかも全然わからないんで、ちょっと資料でわかるのであれば資料をお願いしたいと思うのが1点ですね。

それとですね、全協の中でもずっと話があったんですけど、国のほうではまだ基準が決まってない、法整備がされてない段階で、平群町議会としても判断しなければならない。今後、いろんな場合、時々、議会の議決等も必要になる部分もあろうかと思うんです。その辺を、この前、前回いただいた工程表に基づいてですね、どの時点で議会がいろんな案件について議決をしていくかということをお知らせするような資料もいただきたいなというのがもう1点ですね。

それから3点目ね、素朴な質問、素朴に考えたことに、この間全協を開いて

いただいたときに、先ほども森田議員のほうからありましたけど、そのときはわからなかったんですけど、終わってから、私、前児童館グラウンド、あの場所がどう考えても通園アクセス、下垣内、西宮から、また光ヶ丘は中央公園を横切って初香台のほうから、私が懸案にしてた川、線路、国道を渡らなくて一番線路、川、道路から、人口の分布から見ても一番多い西側に入っているということですね、検討されなかったのかなって素朴に後で思ったんですけどね、その辺の検討はされたんでしょうか。

○議長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えします。

まず、資料の請求ということで、二ついただきました件につきましては、資料として出させていただくということでよろしいでしょうか。

それから、最後にお話をいただきました場所の検討の件ですが、児童館グラウンドの周辺については検討されたのかということですが、その検討の場所としてはですね、児童館グラウンドというの、あるいは中央公園の周辺というの、場所としては出てまいりました。いろいろ意見があるんですけども、決定的にですね、現在の場所に最終的に落ち着いたのは、一つは駅からの距離であります。やはり、児童館グラウンドまたその他の場所もまだ幾つかあるわけですけども、駅からの距離というのを非常にこれまでもですね、議会の中でもそういった話も当然ありましたし、少ないとは言え、やはり駅から来られてるという方もあります。そういう中では、まずそれが一つございました。それとですね、それからもう一つ、当該の場所につきましては、都市計画法に基づくいわゆる指定区域ですね、以前にこれは若井地区で都市計画法の34条の3ですね、の区域で、1戸建住宅が建てられる区域ということでの指定がございました。その区域の中に含まれているということで、この地区についてはいわゆるそういう保育施設、幼稚園施設というのは、基本的には立地をすることができないという判断をしています。

以上です。

○議長

山田君。

○9番

いま、私もちょっと理解していなかったことで、都市計画法上だけできないということで検討されたということの答弁をいただいて、その前には前段では交通の利便性とかいうこともおっしゃったんですけど、法的に厳しいもんは仕

方ないんですけど、やっぱり普通に考えても、子どもたちの環境から見ても、横に中央公園があっというろんな災害時の避難においてもいい場所だなというふうには素朴に思うんですよね。そういう意味も含めてね、いろんな角度から今後とも検討していただきたいと思うので、そこで、最後ちょっと町長にお聞きしたい。

先ほどから言いましたように、いま私たち議会としてもですね、国の法整備がされていない時点で判断をしなければならない。それは、事情としてはですね、駅周辺絡みも含めて、施設の老朽化も含めてですね、これからの幼児教育のあり方も含めてね、いろんな角度から時間がないということもよく私自身も理解をしています。全協でも言いましたが、この工程表、スケジュールであれば、この秋が一番のポイント、この秋に県の審査会にかけるということが一番のポイント、むしろそこまでの工程が大変厳しいものではないかと、逆にそれをクリアをすれば27年じゃなしに26年開園が可能だと、これは私は自信を持って言います。そういった中で、でもそれが可能だからいままだ時間をあけるといってはなしに、いろんな局面も含めてですね、余裕を持って、私自身は進めていく必要があると思うので、ただ、先ほどから言いましたように町長にお聞きしたいのは、この国の法が整備されてない時点で私たちも判断しなければならないということは、資料を請求している議会の議決だけでなしにですね、いろんな国の法律が整備された時点であったり、いろんなポイントポイントにですね、議会にも相談いただいて、議会の意見も参考に今後検討していただくということをお約束いただけるのかどうか、この点について町長一言お願いいたします。

○議 長

はい、町長。

○町 長

そら当然のことです。当初はね、私の頭の中では総合こども園という国の法整備があっというこの幼保一体化を構想したのではないということは、まず申し上げておきます。まず一番はですね、やっぱりこのいまの現在の幼稚園にいたしましても、南保育園にいたしましても、建物の老朽化と耐震ができてないということが最初のスタートでございます。これを何とか子どもの命を預かる幼稚園、保育園でですね、不安定な施設の中で子どもを健やかに育てていくちゅうのは、ちょっと相当無責任であるということで、これは一刻も早く耐震化して施設の更新をやっていかなければならない。その中で、じゃ幼稚園を別建てで建てて、あるいはまた南保育園を別建てで建てていくのかと、2万の人口、これがどんどんどんいまま現在減っていつている。子どもの数も減

っていつている中で、就学前の子どもの教育を一本化するっていうことができないのかという、そういった発想の中でいまの計画が生まれてきたと、私自身は認識いたしております。そして、そういった議論の中で国のほうの総合こども園構想も、実はこのこども園構想のほうが早かったのかもしれないけれども、私の意識の中ではこども園構想が出てきたと、そう思っております。

議員御指摘のとおり、今後ですね、平群町の住民の皆さんあるいは議会の議員の皆さんの、これを理解を得ながらですね、やっぱりみんなで子どもたちを育てていくという観点からですね、議会の皆さんには当然逐一必要に応じて説明をしながら、ともに作り上げていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長

井戸君。

○1 番

私もいまの話をお聞きさせてもらいまして、ちょっと幼保一体施設についてお聞きしたかったんですが、3点あったところですが、もう1点は山田議員のお答えで町長の答えていただいた、調査の段階で判断するので、後々ポイント、ポイントではきちっとした報告だったり、相談だったりをしていただくということになりました。

ほかの2点なんですけども、まず1点目としては、この4月の予算を組む途中で3月補正を通すということなので、具体的にそれで計画のスタートがどのくらい早く、縮めれるんかというか早くできるのかですね、いまの計画でやると、というのが1点目と、人口が減るというか、子供たちが少なくなる中で、いまの段階でそういう資料が出ている以上、大きなものをつくってもやっぱり空き教室なりが出てくると思うんです。だから、その活用方法とかどのように考えておられるのか。その2点、お願いします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、3月議会での補正をお願いをしているわけですが、この件に関しましては、先日の全員協議会の中でも少なげ3月にお願いをしたかという御説明をさせていただきました。これは、付託案件ということになりましたので、最終日に採決をされるということになりますが、もし採決をいただきましたときにはですね、当然その最終日から3月末まで約2週間ですけれども、この2週間の具体的に2週間早めて、つまり前倒しで仕事ができるということでございます。

それから、空き教室という言葉がいま出たんですけれども、これはいま現在の、当然いま我々が考えていますのは幼保一体化施設ということで、幼稚園は、これはもう移転除却ということになります。南保育所とあわせた一体施設でございますから、いまおっしゃったのは空き教室の活用というのは、少し私、理解ができなかったんですが、よろしいでしょうか。

○議 長

井戸君。

○1 番

まあまあ人口が減るといのがわかっているんで、できた、400人、300人規模のものをつくって、200人、150人になった場合にあく部分が出てくると思うんですよ。そこを、町民の皆さんが、何て言うの、役に立つような施設、施設と言ったら大げさですけども、分割するようなつくり方をすれば、そこだけでもまた何かできますし、そういう件も含めて、はい、大まかでいいですのでよろしくお願いします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すみません。申しわけございませんでした。

つくった施設がですね、また子どもの数等によって教室が空いてくるという場合があった場合ということでございますが、これは当然設計の段階でいろいろ議論をしなければならないというふうに考えています。いろいろですね、全国的にもいろんなケースで利用されている場合がございます。また、建てる段階でですね、既に子どもの数が減った場合、どこをどう使うかということを決めたから建てているというところも具体的でございます。そういうことがありますので、ここら設計の段階で、先ほど申し上げましたように十分精査をしながらですね、その利用の方法等については慎重に検討していかなければならないというふうに思っています。

○議 長

山口君。

○6 番

1点だけ、付託議案ですから、また総務建設委員会でお聞きしますが、今回のこの補正を見るとですね、基本的には基金のこの3月補正段階で1億6,240万、9月補正で22年度の決算が確定して1億500万円の繰越金がありましたから、これを差し引けばですね、23年度の一般会計の単年度収支については、この予算上では6,000万円の黒字ということに、いまの段階でな

っているわけです。まだ5月の出納閉鎖まで時間はありますけれども、いまの段階で財政当局としてはですね、一般会計については決算見通し、どのように見ておられるのか。具体的に言えば、どれぐらいの黒字、どれぐらいの赤字と
いうのをですね、いまの段階で見ている点をお示しいただけますか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

特別交付税もまだわかりませんし、正直言いまして、いまこの時点でどうなるかっていうのはちょっと申し上げられるような数字は持っておりません。何とか黒字にして黒字幅を出せないかなということ、いま庁内では議論している、そういう段階です。

○議 長

山口君。

○6 番

あのね、あした予算の総括で、あさって予算の委員会ですね。当然、そこではね、23年度の見通しも必要なんですよ。特交は要するに予算上の金額でいいですから、特交が予算上の金額だったとして、どういう見通しですか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

ちょっとこういう公式の場ですんで、ちょっと先ほど申し上げましたような範囲でしか、いま現在のところ何とも申し上げにくいところです。

○議 長

山口君。

○6 番

毎年聞いて、毎年答えが、当然ね、数字変わるのわかるんですよ、いろんなことが起こりますから。ただ、でも補正組んでるわけじゃないですか。特交の金額のけてシミュレーションすれば、当然いまの段階でのシミュレーション出るでしょ。だって、国保会計だって2月に出してるじゃないですか。当然乖離ありますよ、実際の結果とは。でも、それ出してないと、今年度の予算組んでないでしょ、どっかでやってないと。むちゃくちゃ正確かどうかは別ですよ。いまの段階でどういうふうに財政当局として見てるのかというのは、当然3月のいまの時点になって見通しがわかんないなんて、黒字か赤字もわかんないぐらい拮抗しているということなのかどうか。いや、それならそういうふうに答えてほしいんですよ。だって、予算審査するのにどっちみちその話出てくるで

しょう。それはあかんで、西本課長、毎年答えてるじゃない。おれ、毎年聞いてるよ、3月の補正で。それは一定、じゃいいですよ。あしたの総括までに出してください。

そうでないと、総括の審議するときね、予算の審議するとき、だって22年度の決算は決まって、23年度の予算はあるけど、例えばですよ、22年度の予算は、当初予算では未確定財源が2億2,000万あったんですよ。ほんで、黒字が1億500万、ね、単年度収支は3億以上ですよ、黒字が。23年度は1億2,000万の未確定財源が、あれ、どっちかな。ま、どっちがどっち、ちょっといますぐあれやけど、そういう中で決算、変わってきてるわけですよ。大体3億円ぐらい、差があるね。だから、そういう点で言えば、予算審査するのに、24年度審査するのに、23年度の見込みが全然ね、わからんていうのはぐあい悪いんですよ。それはわかるでしょ。だから、いま答えられないんだったら、あした朝始まる前に、最初でも結構ですから、そのことは答えていただけますか。まああした聞いてもええけど、もう1回。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

あしたにおいても、それほどちゃんとした答えはできないっていうふうに思います。確かにいま議員おっしゃったように、未確定財源の問題とか、今回の補正でも約8,000万の財調積みをしているわけですから、そういう意味じゃ何とか黒字は保てるんやないかなというふうには思ってます。ただ、不用額がどの程度というのはまだ何とも、去年に比べたら、やはり今年度は非常に当初予算でも厳しく組んでましたんで、それほど期待もできないかなっていうふうには思ってますので、いま申し上げれる内容としては以上です。何とか黒字にはなりそうかなっていうふうには思っておりますけども、その幅がどのくらいかっていうのは数字でお示し、いまできるような状況にはありません。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

お諮りをします。

本案は、会議規則第39条の規定により総務建設委員会へ付託いたしたいと

と思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで、時間延長、午後7時までにしめます。

日程第22 議案第18号 平成23年度平群町国民健康保険特別会計補正
予算（第3号）について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第18号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第18号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

4時50分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 4 時 3 3 分)

再 開 (午後 4 時 5 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度平群町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第 1 9 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○ 4 番

提案理由のところですね、資本的支出のところの吉新 7 5 号線工事の 3 3 5 万 3, 0 0 0 円が増額されてますね。この理由はどういう理由なんですか。

○議 長

はい、上下水道課長。

○上下水道課長

この件につきましては、当初予算では見ておりませんでしてんけども、吉新地区の駅前周辺の工事が変更という形になりましたので、その分を今回場所を変更して増額をしたということでございます。

○議 長

森田君。

○ 4 番

私聞いているのは、変更内容をお尋ねしておりますので、変更内容はどのような理由の変更内容かということ、課長よろしく。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

駅前のほうの工事が、急遽地権者のほうからその事情によって中止という形になりましたので、その分が場所を変更したということでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

そんな工事やったら、駅周で負担してもらったらいんじゃないですか。その駅周の工事の絡みの変更であればですね、当然駅周で持ってもらうべきだと思うんですけども、ちょっと私の理解度が悪いかもわかりませんが。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

とりあえず、駅前についての工事は全額駅前のほうで工事をしていただくというところでございます。今回のこの場所については、公共下水道のほうの整備に伴う分でございますので、これは公共下水道のほうの減歩率として負担をしていただくということでございます。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第19号について採決を行います。
本案は原案どおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第 2 0 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。奥田君。

○ 3 番

この繰り越し繰り越して、毎年繰り越しすることによってね、やはり国からも平群町の進捗状況からして、交付金をあげようと思ったかて、この繰り越しになってくると、よう使わんのかということになってきますので、できるだけ繰り越しをしないようにというので、もっとくれというぐらいにならんと交付金はもらえなくなってくると思います。今回は、合併浄化槽の汚泥を少なくするためというええ方法やと思いますねけれども、やっぱり繰り越しは避けるべきやと思います。どうでしょうか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

今回 6 億 8, 0 0 0 万の繰り越しという形でございます。しかし、いま先ほど説明させていただきましたように、本来は 2 3 年度から 2 9 年の予定をしておりました。しかし、幸い 2 2 年度にその補助申請を行ったということもございまして、その分が柔軟的に繰り越しもできるという制度になりましたので、今回、もし 2 3 年度に申請をしておれば、2 4 年度に採択される金額は 5 割ほど削減になったということも聞き及んでおりますので、今回はこの事業に基づいて、2 9 年度に向けて進捗にやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いします。

○議 長

高幣君。

○ 7 番

この繰越明許について言っておられることはわかるんですが、これに伴って実質の工事等には影響はないんでしょうか。だから、これやるでしょ。繰越明許に持っていった、それによって各地域の工事が遅れるとかそういうことはないんですね。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

現在、この繰越明許によって29年度までの策定をしております。そうした中で、24年度の、あした提案させていただきますねけども、その分については微々たるていうか、吉新地区の駅前のほうの整備しか組んでおりません。だから、この22年度補助申請に基づいて工事を進捗にやっていくという予算になっているということでございますので、はい。

○議 長

はい、山口君。

○6 番

いや、だから、もともと23年度分を繰り越すわけでしょ。23年度分にやる予定だったものを繰り越すわけでしょ。その6億8,169万4,000円っていうのは、23年度でやるものを24年度でやるということでしょ。24年度の予算では、また新しいもんが出てくるわけでしょ、当然。この6億8,169万4,000円、これはいま集中浄化槽っておっしゃったけれども、これはどことどことどこを予定してた分ですか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

今回、この管渠の整備策定業務にかかわっては、7自治会でございます。ローズタウン若葉台、で若葉台、光ヶ丘、椿台、緑ヶ丘、菊美台、御陵苑の7地区でございます。

○議 長

山口君。

○6 番

いや、だから、それができなかったから延びたということでしょ。そういうことでしょ。いや、さっきから説明聞いてたら、何かその延びることが別に悪いこっちゃなくて、国のほうも柔軟にやってくれるから、そんでええみたいなこと言ってるけど、その6億の事業しようと思ったらそれに職員の仕事量っていうのは相当あるわけでしょ。それが毎年毎年何億かずつ公共下水道は繰り越し繰り越ししてきているわけやから、当然事業遅れているわけでしょ、これ。そういう理解でいいんでしょ。これ7カ所、いま言ったけど、その部分はもう24年度に全部工事できるんですか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

今回、その測量設計とかの分で、来年度24年度の実施場所につきましては、菊美台と光ヶ丘と月見台という計画になっております。実施の工事の場所ね。

○議長

植田君。

○5番

実際に接続工事がされるのが、いまおっしゃった3自治会だというふうに理解してよろしいんかと思うんですが、それによって公共下水の普及率ですね、整備率がどの程度になるのか。

○議長

はい、上下水道課長。

○上下水道課長

いま3地区の接続のやったときの普及率ですか。全体の分でしか、ちょっといま把握はしていませんねけど、1万7,000トンぐらいという形になりますので、水路がね、はい。それに伴ってのちょっと計算がありますので、20%弱かなと思いますねけども、はい。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第20号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第 4 号) について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第 2 1 号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。繁田君。

○1 1 番

8 ページなんですけれども、保険給付費でかなり増額が出ております。居宅介護サービスの給付費の増額の要因として、通所が大幅に増えたというただいまの御説明だったんですけれども、これはもう少し細かくですね、訪問介護でどれぐらい、通所でどれぐらいというのが、多分出ていると思うんですけれども、そのあたりもう少し内容を細かく説明していただきたいのと、それから、5 番目の施設介護サービスの増額については、これ、特養で入所されている方の認定で重くなったというふうな説明でよかったですかね。そのように私は聞いたんですけれども、最近、区分変更の申請というのが、割と窓口で増えているのではないかと思います。どのくらい増えているのかというのは把握されてますでしょうか。それと、区分変更された方で、認定が重くなった方っていうのは、どれぐらいの割合を占めているかというのがわかれば、お願いしたいと思います。

○議長

はい、福祉課長。

○福祉課長

ちょっと、すぐいま出ない数字も含めてございますけれども、居宅介護サービスの給付費、当初予算の積算上では決算見込み件数で、予算見込みに比べまして決算見込み予想では 6 9 0 件の増加を見込んでおります。居宅介護サービスの中でも、特に訪問介護、訪問看護、福祉用具の貸与、居宅療養管理指導の件数が超過をしている傾向にございます。特に 2 2 年度比較で言いますと、通所介護、デイサービスが予算当初に想定しておりましたよりも大幅に増えまして 5 4 4 件の超過ということになるのではないかという見込みを立てました。結果的に、それに伴いまして今回の 2 3 0 万 5, 0 0 0 円の増額というふうにさせていただいたところでございます。

次、施設ですね。ちょっと難しい部分ではあると思うんですが、施設介護サ

ービスの給付費、当初予算の積算に比べますと、件数では5件の増ということになっております。想定をしております。単価的に申しますと1,251円の増加というふうになってくるといふふうに考えております。主な単価の増加の要因ということでは、介護老人福祉施設入所者の認定区分が要介護2の方が逆に減られて重くなられたり、あるいは重くなられた方が全体で、特で8人、特に要介護5の方が8人増加したということが施設介護サービスにおける増額補正の主たる要因でございます。あと詳細については、またいまちょっと手元の資料の中ではすぐ出ませんので、必要とあればまた出させていただきます。

○議 長

はい、繁田君。

○11番

詳細、お手元にないというのは、その区分変更についての資料がいまお手元にないということですか。わかりました。一応この議案に対する賛否については特に影響はない部分なんですけれども、この間の推移というのはちょっと数字的に押さえておきたいなと思っておりましたので、それはまた後で個別に聞きますので、数字のほうは整理しておいていただきたいと思います。

○議 長

山口君。

○6番

さっき介護保険条例の改正のほうで、課長のほうからですね、23年度の決算見込み、基金取り崩し3,000万っていう話でしたが、当初予算それからその後の補正、これが4号ですから4回やってるわけなんですけれども、それを見る限り、基金の取り崩しが225万7,000円、今回の分も入れてですね、積み立てが337万3,000円、こうなってるんですが、最終的に基金3,000万取り崩すということは、今年度単年度収支で3,000万ほどの赤字になるということなんですよ。この予算を見る限り、そうはなってないけれども、収入のほうでそんなに穴があくんですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

結果的に申しますと、いま議員おっしゃっている内容については、改めて資料をまた詳細な分もお渡しせなあかんことになってくると思います。あくまでいまの場合で言いますと、さらにひよっとすると給付費が増える、しかし、収入自身がちょっと減るという可能性も含めて十分見えておりますので、それを想定した場合、今年度基金として1億5,000万の部分が1億1,500万

前後ぐらいまで取り崩しをせざるを得ないというふうに、事務局のほうでは見積もっておりまして、これはいまちょっと資料は、それは持ってきておりませんが、そういうふうにあくまでも想定をして、あくまで決算をしないとわからない部分も含めてございますけども、そういうふうに想定をしているところでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

もちろんそら決算するまでわかんないんでいいんだけど、いいんだけど、この時点に来てね、この程度の補正、だってこれ、支出のほうは足らん分補正組んでるわけやから、きょう、3月の5日ですよ。ほんで1カ月足らずじゃないですか、あと一応、推定予算は5月31日にしたってね。国保と一緒に2月で見んのかどうか知りませんが、じゃそんなにいまから急激にいろんな支出項目がですね、主には介護給付費が圧倒的に多いわけだから、そんなに出るとはだれだって考えられないからね。いや、そのだから見積もりがね、第5期の計画をつくるに当たっての事務局の、要するに判断、判断ていうか、要するに過去の、21、22年ははっきり出てますし、23年度についての見方がね、狂ったと。いや、それ、狂ったことを批判するわけやないですけども、それはもうある程度の時点で僕はわかってたと思うんですよ。

介護の最後の策定委員会が2月の28日にありましたわね。だから、それは、これは後で結果出てからですよ、基金がじゃ1億5,000万残ったままだということになれば、これは一体どういうふうになるんですかっていう話なんですよ。策定委員が5,000万で、多数決までとってやったわけでしょ、異例の。それに対して3,000万も乖離が出てくればですね、それはそれでちょっと問題は、私は非常に大きい。さっきの介護の条例案のときにも言いましたけども、1回決めたら3年間変わらないですからね。だから、そこはちょっといまの答弁では、いまから言ったってもう議決しちゃってるのにということになりますけどやね、ちょっと僕は問題ありだというふうに思いますんで、いまはもうそんでいいですけど、どっちみち新年度予算も出てますんでね、いまの段階での見通しは、ちょっとあしたの総括または遅くともあさっての予算委員会までにね、私は出していただきたいなというふうに思いますけど、それはよろしいですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

おっしゃるとおりでございます。できるだけいまの現在の状況における予測に基づいて、数字として出ささせていただきたいというふうに思います。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第21号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第26 議案第22号 平成23年度平群町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第1号）について

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第22号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第22号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第27 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求め
ることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員 大西 晃は、平成24年3月19日任期満了
するから、引き続き下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の
規定により議会の同意を求める。

平成24年3月5日提出

平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒市北新町16番47号

氏 名 大西 晃

生年月日 昭和19年3月13日

以上でございます。

○議 長

提出者の提案理由の説明を求めます。はい、町長。

○町 長

提案の御説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員は、皆様御承知のように地方税法第423条に規定されているとおり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置された大変重要な機関であります。

現在、委員として御活躍いただいております大西 晃氏は、平成15年3月より御就任いただいておりますが、この3月19日に3年間の任期の満了がまいります。引き続き平群町のため御活躍いただきたいと考えて選びさせていただきます。

大西氏は、生駒市で大西晃税理士事務所を開設され、税理士として、また社団法人近畿税理士会奈良支部会長を、またJA奈良県西和地区青色申告会の顧問として御活躍され、平群町についても精通されておられ、委員として最適であり、今後も御活躍をいただけると考えておりますので、御同意いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより同意第1号について採決を行います。

本案については原案どおり固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第1号については原案どおり選任同意することに決定しました。

日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める

ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

平成24年3月5日提出

平群町長 岩崎 万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町西宮3丁目14番32号

氏 名 宮島和子

生年月日 昭和15年4月1日

以上でございます。

○議長

提案者の説明を求めます。はい、町長。

○町長

御説明申し上げます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなどさまざまな活動を行っていただいております。

宮島和子氏は、平成15年7月より人権擁護委員として御活躍いただいておりますが、平成24年6月末に任期満了を迎えるに当たり、引き続き宮島和子氏に人権擁護委員として活躍いただきたく、法務大臣に推せんするに当たり各議員の御意見をいただきたくお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長

お諮りをいたします。

本件は、適任であるとの意見をして答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第29 | 議案第23号 | 平成24年度平群町一般会計予算について |
| 日程第30 | 議案第24号 | 平成24年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第31 | 議案第25号 | 平成24年度平群町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第32 | 議案第26号 | 平成24年度平群町水道事業会計予算について |
| 日程第33 | 議案第27号 | 平成24年度平群町下水道事業特別会計予算について |
| 日程第34 | 議案第28号 | 平成24年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第35 | 議案第29号 | 平成24年度平群町学校給食費特別会計予算について |
| 日程第36 | 議案第30号 | 平成24年度平群町介護保険特別会計予算について |
| 日程第37 | 議案第31号 | 平成24年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について |
| 日程第38 | 議案第32号 | 平成24年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第39 | 議案第33号 | 平成24年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について |

以上11件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

初めに、町長から平成24年度予算の説明を求めます。はい、町長。

○町長

失礼いたします。

本日、平成24年3月第1回平群町議会に平成24年度平群町一般会計及び特別会計の予算案を提案して、町議会での審議をお願いするに当たり、予算の概要を申し上げ、議員各位を初め住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年3月に発生した東日本大震災により、国内の経済活動は深刻な打撃を受けたため、平成23年度は財政面も含めて厳しい状況からのスタートとなりました。

官民一丸となった復旧、復興努力により、7月ごろには景気の持ち直しの兆

しが見られるようになったものの、欧州各国の政府債務危機による世界経済の減速に加えて、急速な円高により国内経済の持ち直しにはブレーキがかかることとなりました。

このような状況に対し、政府は復興支援策を初めさまざまな景気回復策を講じ、下方リスクに先手を打ってきました。その結果、平成23年度末にかけて緩やかではありますが、景気は回復していくものと見込まれます。ただし、平成23年度の国内総生産の実質成長率は年度の基点がマイナスであったことから、景気の持ち直しが実現できたとしても、最終的にはマイナス0.1%程度になるとともに、引き続きデフレ状態が続くものと考えられています。

そのような折、政府が発表した平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度によれば、政府の基本方針として東日本大震災からの復興に全力を尽くすとともに、欧州政府債務危機などによる先行きリスクを踏まえ、景気の下折れの回避に万全を期すとともに、デフレ脱却に断固として取り組み、全力を挙げて円高とデフレの悪循環を防ぎ、中長期的で持続的な経済成長につなげるとしています。

その上で、政府の当面の財政運営の考え方として、円高への総合的対策の措置を含め、復興需要の早期発現など経済再生について財政資源の重点配分とともに、社会保障と税の一体改革を確実に実現することで、国民生活の安定化に向けた取り組みも目指されています。

こうした本格的な復興施策の推進、国民生活の安定化や円高、デフレの改善等財政健全化に取り組むことで、平成24年度の日本経済は着実な需要の発現と雇用の創出が見込まれ、また世界経済については欧州政府債務問題に関して、各国の協調した政策により次第に安定化することで、日本の輸出産業にとって好ましい条件がもたらされ、次第に国内の景気が回復するとともに、雇用環境も好転していくことが見込まれています。

このような状況である中、地方にとって大きな財源となる地方交付税は、復興財源へ重点的に充てられることから増額が見込めないことに加え、地方税については、世界最速なペースで少子・高齢化が進むことで生産年齢人口が減少するとともに、若年世代の所得が低下していることもあわせて、その確保は一層難しくなると想定されます。今後、さらに高齢化が進むことから社会保障費など歳出の増大は確実であり、逼迫した財政運営が強く懸念されます。

国の当面の財政出動については、震災復興をメインに、雇用対策や景気対策に重点が置かれていることから、地方歳入の4分の1を占める交付税は横ばい状態が想定されています。ただし、本町の新年度予算では、歳入面において緊急雇用創事業臨時特例交付金など経済の下支えを目的とした財源措置はされた

ものの、全般的に町財政は硬直化しつつあり、さらなる財源確保のための努力が必要になるものと考えます。

これらの状況を踏まえ、本町の平成24年度予算編成に当たりまして、非常に厳しい状況の中ではありますが、住民の皆様に最善と考えられる予算策定を行いました。以下、本町における財政的状況、展望から、各事業概要を順次御説明いたします。

歳出面では、人件費、扶助費及び公債費を合計した義務的経費が、一般会計全体の3分の1以上を占める状況の中、その抑制のため、新財政健全化計画に基づく行財政改革を着実に推進し、職員の意識改革などによる業務の効率化を強力に推し進めることはもとより、歳出全般について積極的な見直しなどの節減対策が不可欠と考えます。

地方分権が本格化する中、持続可能な地方自治を確立するためには、地方行財政構造のさらなる抜本的な改革が必要であります。いましばらくは、町民の皆様に御負担をお願いすることになりますが、将来への展望を持っていただけるような行政運営を推し進め、高齢者から子どもまでが安心して暮らせる緑豊かで心豊かなまちを目指してまいります。

具体的な事業といたしましては、国道168号線バイパス沿いの活性化、企業誘致による新たなまちづくりを行う一方、IT技術を活用した住民サービスの向上を図りつつ行政事務の迅速化、スリム化を中心としたコストの削減を目的にさらなる電子自治体化を推進します。また、平群駅周辺整備事業や公共下水道事業などの従来から取り組んでおりますまちづくりの諸施策についても、有効な予算額の確保に努めたところであります。

その結果、一般会計予算案の規模は84億9,400万円であり、前年度から15億8,400万円の増額となっております。なお、特別会計の合計は46億1,031万1,000円となっております。

以下、新年度予算につきまして、一般会計から主要施策などについての概要を御説明申し上げます。

人事につきましては、多くの退職者が発生する状況が続いた中、平成23年度に引き続き、平成24年度においても6名の新規職員の採用を予定しております。

また、新財政健全化計画に基づき、町長40%、副町長35%、教育長25%の特別職給与の減額を引き続き実施します。また、管理職手当も14年連続で20%抑制するとともに、特殊勤務手当や旅費日当の一部カットなどを引き続き行います。なお、職員給与の削減につきましては、平成17年度から7年間にわたり実施してきたところですが、平成24年度においてはこれを継続せず、

一たんもとの給与に戻しております。その上で、平成25年度以降の職員給与のあり方については、平成24年度中に職員組合と協議を行いたいと考えています。

人材育成につきましては、人事考課制度を構築すべく検討を重ね、試行実施を行ってまいります。

また、職員研修として、引き続きアカデミー研修やJ I A M研修を中心に職員を派遣するとともに、町主催や奈良県主催の研修にも積極的に職員を派遣し、職員のスキルアップを図ります。

土地開発公社につきましては、解散に向けた取り組みとして、制度として措置されている第三セクター等改革推進債を活用し、公社借入金の精算を行います。公社解散後、町へ譲渡されることとなる用地については、策定する処分計画に基づき、民間売却等を行い、精算による財政負担を少しでも軽減できるよう取り組みを進めていきます。

総合計画につきましては、中長期的な行政計画として、平群町の総合的かつ計画的なまちづくりを目指すための第5次総合計画策定に係る費用を予算措置しています。

電子自治体の推進につきましては、行政情報化・地域情報化の推進が重視される中、将来を見据えた最適化が求められています。

現在、計画的に進めてきた情報ネットワークの基盤整備が整い、構築した庁内LANをより有効に活用した事務の効率化や情報セキュリティの対策強化を図りつつ、住民サービスの向上に向けたシステムの運用管理に重点を置くこととしています。

また、総合行政ネットワーク（LGWAN）を活用した総合型地理情報システムや、奈良県内市町村を結ぶ情報のネットワークであります大和路情報ハイウェイを活用した住民情報システムなど、情報システムのクラウド化を通して行政コストの削減を目指します。

広報・広聴業務の推進につきましては、住民に開かれた行政を目指す上で、広報やホームページは行政と住民を結びつける重要な手法であり、行政情報の積極的発信と住民の意見やニーズを的確に把握していくため、より一層の推進を図ります。

よろず相談業務につきましては、住民の皆様が日ごろ抱いておられるさまざまな相談内容に対応していくためのよろず相談窓口の設置を引き続き行います。

公共交通の確保につきましては、コミュニティバスにより日常生活の利便性の向上を目的に、平成23年11月からスタートした新ルートの運行のための

費用を計上しています。今後も公共交通の利用促進対策として、平成26年度まで実証運行を続け、公共交通体系の整備を図ります。

住民戸籍事務につきましては、住基ネット並びに戸籍情報の適正な管理と迅速な対応を図るため、各システムに対し予算を計上しています。

福祉施策につきましては、超高齢化社会が進行する中で、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、高齢者が要介護状態にならないよう、健康で生き生きとした自立生活を送り続けられるための介護予防事業の実施に努めます。また、生活の支援、心身機能の維持向上を図るための支援策の実施に努めます。

障がい者福祉の施策では、利用者の自立と社会参加促進のための施策を引き続き実施いたします。

児童福祉の施策では、就労の多様化による保育ニーズに対応するための保育や、はなさと保育園での一時預かり事業を継続して実施いたします。また、子育て支援センターでは、子育て支援サービスや子育てボランティアの育成についても引き続き実施いたします。

従前より、就学前の乳幼児を対象に医療費の無料化を行ってきましたが、新たに小学生を対象に、その入院にかかる医療費分を全額公費で補助し、子育て支援の環境整備を行ってまいります。

健康づくりの推進につきましては、すべての住民が健康的な日常生活を営むことができるよう、生活習慣病や寝たきりの予防など、各世代を対象とした予防、健診、相談、指導について積極的に取り組みます。国の施策としてのがん検診推進事業として、平成24年度も予算計上しております。

少子化対策の一環として、妊婦健康診査費用の公費助成を24年度も14回とし、母体や胎児の健康確保や経済的負担の軽減を図っていきます。また、出生した赤ちゃんに絵本を配布し、絵本を通じて親子のコミュニケーションを促すブックスタート事業を継続し、子育て支援に役立てます。

予防費では、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を活用し、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの全額公費負担として実施します。

人権対策につきましては、「人は等しい」をテーマに、本年度も7月の、恐れ入ります、この本年度と書いているのはすべて24年度のこととさせていただきます。7月の「差別をなくす強調月間」を中心に、各種啓発活動を予定しています。のぼりの設置や児童の絵画展示を行うとともに、人権擁護委員とも連携した活動を予定しております。また、11月17日には、人権・命の尊さへの町民集会を開催し、命の大切さと人権の重要性を訴えてまいります。

平和啓発につきましては、各種団体の協力を得ながら、住民参加による実行委員会形式で実施する「平群・平和のための戦争展」の開催を8月に予定しています。平成23年度好評をいただいた現地研修も引き続き開催すべく、実行委員会で検討してまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女が社会の中で対等なパートナーとして参画できる社会の構築のため、24年度も研修会や講演会を開催する予定であります。

環境衛生事業では、空き地の雑草除去の指導や不法投棄・野焼きの防止対策を進める一方、新たな取り組みとして資源循環型社会形成の目的からペットボトルや廃プラなど資源ごみをステーションでの定期的な回収を実施します。また、ごみ出し困難な方を対象にふれあい収集や従来から実施しています生ごみ処理器の容器の設置補助や有価物の集団回収への助成も引き続き行い、ごみ減量化に向けた取り組みを一層進めてまいります。そのほか、河川の汚濁防止を図るため、廃食油の回収や合併浄化槽設置に係る補助金助成を行うと同時に、廃食油の燃料化に向けて近隣自治体と合同で取り組み、環境の保全にも努めてまいります。

清掃センターの管理運営におきましては、ごみを衛生的に効率よく処理できるよう分別収集を進め、焼却炉の委託運転業務を行います。

また、し尿処理につきましては、委託により処理業務を円滑に行ってまいります。

農林業の振興につきましては、今年度も引き続き遊休農地対策に取り組み、平群町の特産品づくりを推進するとともに、新規就農支援事業、有害鳥獣駆除事業拡充に必要な予算を計上しています。

商工業の振興につきましては、町内中小企業の事業資金の円滑化を図るため、中小企業小口融資制度を引き続き実施してまいります。

消費者行政につきましては、消費者の利益の擁護及び増進に資するため、消費生活相談員を配置し、適切な助言、情報提供など並びに消費者啓発出前講座を実施してまいります。

観光行政につきましては、緊急雇用創出事業により、平群町の観光拠点となる椿井城の整備促進事業を実施するとともに、地域活性化アクションプラン策定に必要な予算を計上しています。

道路整備につきましては、町内道路の改良、維持補修等についての所要額を計上するとともに、橋梁の長寿命化修繕計画策定に必要な予算を計上しております。

都市計画につきましては、昨年に引き続き、木造住宅の耐震診断に係る委託

料の計上と民間建築物の吹きつけアスベスト除去と耐震改修に係る補助を実施してまいります。

平群駅土地区画整理事業につきましては、平成24年度は造成工事費及び移転補償費に係る基本事業費分の町負担金及び都市再生区画整理事業費を予算計上しています。

住宅管理につきましては、町営くろもと団地の屋上防水工事及びその他工事を実施し、施設整備に努めます。

公園管理につきましては、中央公園、北公園を初め町内都市公園の保全とともに、公園遊具の維持管理を行います。

消防力の強化につきましては、大規模災害に備え、自主防災連絡協議会を中心に、地域防災に関係する各種団体の連携強化を図るとともに、引き続き自主防災組織づくりの拡充に努めます。防災対策として、メール配信システムは引き続き活用します。これは、緊急時に役場や教育委員会から住民へ配信できるというもので、不審者情報も提供できることから、防犯対策としても対応できるものであります。

消防水利施設の充実につきましては、住民の生命・財産を守る消防水利施設の充実強化として、計画に基づき消防水利施設の設置工事と地域の消防施設整備に対する補助を行います。

教育環境の整備充実につきましては、次代を担う子どもたちのための教育環境づくりに向け、平成23年度から新学習指導要領に基づき、小学校3年生から6年生を対象とした外国語活動の取り組みを進めているところです。小学生の外国語に対する興味・関心をさらに深めるため、平成24年度も引き続きALTを派遣し、教育環境を整えます。

東小学校及び西小学校においては、体育館の耐震化に伴う測量設計予算を、また東小学校校舎の大規模改造のための設計予算を計上しています。

文化・学習の振興につきましては、従来からの施策でもあります各種教養講座の開催及び生涯スポーツの普及推進並びに教育支援活動促進事業として学校支援地域本部事業及び放課後子ども教室を引き続き実施します。

また、あすのす平群につきましては、学校図書館への支援を継続し、児童へのサービスの強化・充実を図るとともに、ホームページ等インターネットを活用し、観光ボランティアガイドを初めとする平群の情報発信に努めてまいります。

次に、各特別会計について御説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、4,771万1,000円となっております。本事業の貸付業務につきましては、平成8年度をもって

終了しておりますが、貸付償還に要する経費と起債償還分等の費用を計上しております。今後も貸付金の回収業務に一層の努力をしてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、24億9,000万円となっております。歳入の国民健康保険税では、医療分や支援金分とあわせ、介護分の持続可能な財政運営を行うための改正及び地方税法等改正に伴う限度額改正を行います。歳出では、特定健康診査受診率向上を目指し、平成24年度から新たに国民健康保険加入者の40歳から69歳の方の特定健康診査の個人負担を無料とし、受診しやすい環境を整えます。平成23年度より町独自で追加実施しております心電図検査も継続して行います。また、医療費となる療養諸費、出産育児一時金、葬祭費等の保険給付費、後期高齢者支援金、第2号被保険者に係る介護納付金、高額共同事業拠出金、診療報酬に係る保険財政共同安定化拠出金、特定健康診査事業費、人間ドック受診時の保険事業費を計上しております。

下水道事業特別会計につきましては、3億1,960万円となっております。本事業は、平群町流域関連公共下水道として平成3年度に事業認可を受け、平成4年度より事業着手し、平成18年度に一部供用を開始しております。平成24年度は、下水道管理費において下水道施設の適切な維持管理を実施するとともに、下水道建設費においては、公共下水道事業として主に菊美台、月見台、椿台、若葉台、光ヶ丘、吉新、竜田川の各地区での管渠整備を実施します。流域下水道事業として浄化センター及び幹線管渠の建設費等を流域下水道事業町負担金として計上しております。引き続き、生活環境の向上、河川などの公共用水域の水質改善の観点から、普及を促進を図ってまいります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、4,050万円となっております。本事業は、平成9年度に事業着手し、平成18年度に供用を開始いたしました。平成24年度につきましては、施設管理費において、集落排水施設の適切な維持管理を実施するとともに、施設整備費においては、公共ます設置工事等と農集下水道事業債管理基金の積み立てを実施いたします。今後も農村集落の生活環境の改善を図り、活力ある農村社会の形成、あわせて公共用水域の水質保全の観点から、水洗化の促進を図ってまいります。

学校給食費特別会計につきましては、7,618万7,000円となっております。事業費は、学校給食実施に係る給食食材費用を計上しております。平成24年度も引き続き、おいしい給食を提供するために、安全で栄養のある食材を選定し、また地元産の新鮮な野菜を取り入れ、児童・生徒の健全な発達を図るためによりよい給食の充実に努めてまいります。

介護保険特別会計につきましては、介護保険制度は、第5期計画に基づき、「人・心・地域 つながる福祉を奏でるまち へぐり」を基本理念に、引き続

き推進してまいります。

保険事業勘定につきましては、12億1,990万4,000円となっております。総務費で、介護保険関係職員の人件費並びに事務費等を、また、できる限り住みなれた地域で生活を継続できるよう、昨年度の実績を踏まえ、保険給付費では要支援・要介護者に対するサービス費等を計上し、地域支援事業費では特定高齢者等に対する事業費等を計上し、特定高齢者把握事業を実施しております。

サービス事業勘定につきましては、952万円となっております。総務費で職員の人件費とふれあい交流センター管理運営委託料を、また事業費では居宅介護予防サービス計画費に係る事務費等を計上しております。

奨学資金貸付事業特別会計につきましては、115万1,000円となっております。奨学金の貸し付けを行い、就学の奨励と教育の機会均等を図り、もって将来の社会の有能な人材を育成するため、引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、2億6,465万8,000円となっております。後期高齢者医療制度における後期高齢者医療広域連合負担金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び事務経費を計上しております。

用地先行取得事業特別会計につきましては、1億4,108万円となっております。土地開発公社の経営の健全化を図ることを目的に発行した用地先行取得に係る償還金を計上しております。

続いて、水道事業会計であります。業務の予定量として総給水戸数7,700件、年間総配水量232万2,600立米、1日平均給水量6,363立米、年間有収水量212万5,200立米であります。主要な建設改良事業を1億993万9,000円と定め、それぞれ事業を実施するものであります。

まず、収益的収支のうち水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、さらに一般会計からの補助金などを見込み、その収益総額は5億1,062万9,000円であります。これに対して、水道事業費用では、県営水道の受水費を初め各浄水場などの動力費及び維持管理費、修繕費、有収率向上を図るための漏水調査委託料、そして、建物、構築物、機械装置などの固定資産減価償却費、企業債の支払利息及び職員の人件費などの義務的経費などで、費用総額は4億9,002万5,000円となります。

次に、資本的収支のうち資本的収入については、工事負担金及び企業債を措置し、収入総額は5,310万2,000円であります。一方、資本的支出については、配水給水設備費、水利権、設計に伴う委託料などの建設改良費及び企業債の償還金で、1億2,872万6,000円となります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する7,562万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,278万9,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額280万5,000円にて補てんすることといたしました。

水道水は住民生活にとって必要不可欠なものであり、清浄にして豊富で、しかも安全で安定した飲料水の供給により、快適な生活を営めるよう事業の運営を図ってまいります。

以上、平成24年度における主な施策を中心に御説明申し上げましたが、これらの諸施策の推進に当たりましては、十分に意を払い、効率的な執行を心がけたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後も御指導、御支援をお願い申し上げますとともに、厳しい財政状況の中で編成を行いました平成24年度予算につきまして、深い御理解を賜っての御審議をお願いいたしまして、原案どおり議決、承認賜りますよう切にお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長

お諮りします。

本案については、あす改めて本会議、新年度予算総括審議を開催しますので、本日の会議は延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

(ブー)

延 会 (午後 6時14分)